

だい き な ご や し しょうがいふく し けいかく
第5期名古屋市障害福祉計画・

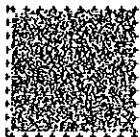
だい き な ご や し しょうがいじふく し けいかく
第1期名古屋市障害児福祉計画

あん
(案)

へい せい ねん がつ
平 成 3 0 年 1 月
な ごと や し 市
名 古 屋 市

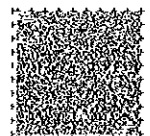
※各ページにある四角のコードは「音声コード」といい、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」により、音声でこの冊子の内容を確認することができます。



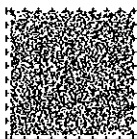


目 次

第1章	総論	1
1	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって	3
1	計画の目的・性格	3
2	計画期間	7
3	計画の策定体制と市民意見の反映	8
2	計画策定の基本的事項	9
1	基本理念	9
2	障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方	11
3	障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方	13
3	第4期計画の進捗状況	14
第2章	成果目標	21
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	23
2	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
3	地域生活支援拠点等の整備	27
4	福祉施設から一般就労への移行等	29
5	障害児支援の提供体制の整備等	31
6	地域生活支援の充実	35
第3章	活動指標等	39
1	障害福祉サービス・相談支援	41
1	訪問系サービス	41
2	日中活動系サービス	44
3	居住系サービス	53
4	計画相談支援・地域相談支援	57



2	しょうがいじ しえん 障害児支援	60
1	じどうはつたつしえん ちくしがた いりようがた 児童発達支援（福祉型・医療型）	60
2	ほうか ことわ 放課後等デイサービス	62
3	ほ いくしじょうほうちん しえん 保育所等訪問支援	64
4	しょうがいじにゆつしましえん ちくしがた いりようがた 障害児入所支援（福祉型・医療型）	66
5	しょうがいじそつだんしえん 障害児相談支援	68
3	はつたつしょうがいしやとう たい しえん 発達障害者等に対する支援	70
1	はつたつしょうがいしや しえん ちいききょうぎかい かいさい 発達障害者支援地域協議会の開催	70
2	はつたつしょうがいしや しえん そつだんしえん 発達障害者支援センターによる相談支援	71
3	はつたつしょうがいしや しえん およ 是つたつしょうがいしや ちいきしえん かんけいきかん 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関 への助言	72
4	はつたつしょうがいしや しえん およ 是つたつしょうがいしや ちいきしえん かんけい 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる関係 機関や地域住民への研修、啓発	73
4	ちいきせいかつ しえんじぎょう 地域生活支援事業	74
	ひつすじぎょう (必須事業)	
1	りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	74
2	じはつてきかつどう しえんじぎょう 自発的活動支援事業	75
3	そつだんしえんじぎょう 相談支援事業	77
4	せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	79
5	せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	81
6	いしそつつしえんじぎょう 意思疎通支援事業	82
7	にちじょうせいかつようくきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	86
8	いどうしえんじぎょう 移動支援事業	88
9	ちいきかつどうしえんじぎょう 地域活動支援事業	90
10	はつたつしょうがいしや しえん うんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	93
11	しょうがいじとうりよういくしえんじぎょう 障害児等療育支援事業	94
12	せいしんしょうがいしや ちいきせいかつしえんこういきちょうせいじぎょう 精神障害者地域生活支援広域調整事業	95
13	はつたつしょうがいしや しえん ちいききょうぎかい たいせいせいびじぎょう 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	96
	にんいじぎょう (任意事業)	
14	にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活支援事業	97
15	しゃかいさんか しえんじぎょう 社会参加支援事業	103
	そつだんしえんしや しどうしやくせいじぎょう (サービス・相談支援者、指導者育成事業)	
16	せいしんしょうがいかんけいじゆうじしやせいかつしえんじぎょう 精神障害関係従事者養成研修事業	105



5	地域生活支援促進事業	106
1	障害者虐待相談支援事業	106
2	成年後見制度普及啓発事業	107
3	発達障害者支援体制整備事業	108

6	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施	109
---	---------------------------	-----

かんまつしりょう	巻末資料	113
----------	------	-----

1	名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況	115
2	名古屋市障害者基礎調査(概要)	119
3	名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査(概要)	121
4	用語解説	123

※この冊子では、特に断りがない限り、計画名を以下のように表記しています。

「第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画」→「第5期計画」

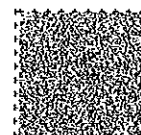
「第4期名古屋市障害福祉計画」→「第4期計画」

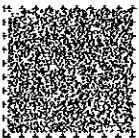
「第3期名古屋市障害福祉計画」→「第3期計画」

「第2期名古屋市障害福祉計画」→「第2期計画」

「第1期名古屋市障害福祉計画」→「第1期計画」

※「保健所」の名称は平成30年度から「保健センター」に変更されるため、平成30年度からの第5期計画においても同様の表記としています。

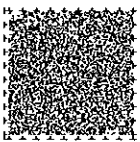




だい しょう そう ろん 第 1 章 総 論

- 1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく さくてい
障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって
- 2 けいかくさくてい きほんてきじこう
計画策定の基本的事項
- 3 だい きけいかく しんちよくじょうきょう
第4期計画の進捗状況





1 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって

1 計画の目的・性格

○この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として定めるものです。

「障害福祉計画」としては、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

また、「障害児福祉計画」としては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めます。

なお、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定いたします。

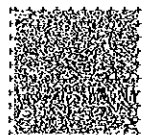
【障害者総合支援法第88条】

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項



3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

《第4項及び第5項 略》

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【児童福祉法第33条の20】

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

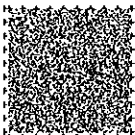
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策



二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

《第4項及び第5項 略》

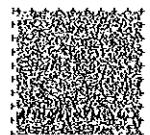
6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※ 障害者総合支援法の目的（第1条 抜粋）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○国の定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針に即して策定します。

○市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」の下、市政の基本的な方向性を示した「名古屋市総合計画2018」や関連する個別計画との整合性を保ちながら策定します。



○本市の障害者施策に関する個別計画として位置づけている「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を踏まえつつ、障害福祉計画は障害福祉サービス等、障害児福祉計画は障害児通所支援等の提供体制に限定して策定するものです。

※「名古屋市障害者基本計画（第3次）」

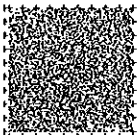
＜基本的な考え方＞

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現

＜重点的に取り組むべき施策＞

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、アクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。
- 2 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 3 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 4 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 5 地域における防災対策を推進します。

○新たな法制度の成立等により、本計画の内容が変更になる場合があります。



2 けいかく きかん 計 画 期 間

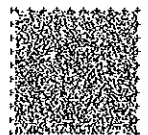
○ だい 5 期 しょうがいふくしけいかくおよ だい 1 期 しょうがいじふくしけいかく けいかく きかん は、へいせい 30 ねんど から 32 ねんど までの 3 ねんかん となります。

しょうがいふくしけいかく 【 障 害 福 祉 計 画 】

だい 1 期 計 画 (平成18～20年度)	へいせい 23 ねんど を 目 標 と し て、ちいき じつじょう おう 地 域 の 実 情 に 応 じ た 数 値 目 標 及 び 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 見 込 量 を 設 定。
だい 2 期 計 画 (平成21～23年度)	だい 1 期 の 実 績 を 踏 ま え、 第 2 期 障 害 福 祉 計 画 を 作 成。
だい 3 期 計 画 (平成24～26年度)	しょうがいしゅじりつしえんぽう かいせいとう 第 3 期 障 害 者 自 立 支 援 法 の 改 正 等 を 踏 ま え、 へいせい 26 ねんど を 目 標 と し て、 第 3 期 障 害 福 祉 計 画 を 作 成。
だい 4 期 計 画 (平成27～29年度)	しょうがいしゅさうごうしえんぽう せこうとう 第 4 期 障 害 者 総 合 支 援 法 の 施 行 等 を 踏 ま え、 へいせい 29 ねんど を 目 標 と し て、 第 4 期 障 害 福 祉 計 画 を 作 成。
だい 5 期 計 画 (平成30～32年度)	しょうがいしゅさうごうしえんぽう かいせいとう 第 5 期 障 害 者 総 合 支 援 法 の 改 正 等 を 踏 ま え、 へいせい 32 ねんど を 目 標 と し て、 第 5 期 障 害 福 祉 計 画 を 作 成。 (しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく いったいてき さくてい 障 害 福 祉 計 画 と 障 害 児 福 祉 計 画 を 一 体 的 に 策 定)

しょうがいじふくしけいかく 【 障 害 児 福 祉 計 画 】

だい 1 期 計 画 (平成30～32年度)	じどうふくしほう かいせいとう 第 1 期 障 害 児 福 祉 法 の 改 正 等 を 踏 ま え、 へいせい 32 ねんど を 目 標 と し て、 第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画 を 作 成。 (しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく いったいてき さくてい 障 害 福 祉 計 画 と 障 害 児 福 祉 計 画 を 一 体 的 に 策 定)
---------------------------	---



3 計画の策定体制と市民意見の反映

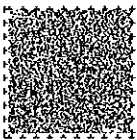
○障害福祉計画及び障害児福祉計画は、サービスを利用する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）のニーズを把握し、意見を反映させる必要があります。

○本市では計画策定に際して、「名古屋市障害者施策推進協議会」の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者を始め、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者・障害者基幹相談支援センターの方々等に参加していただき、当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

○また、障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要がありますことから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」を実施しました。

（なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。）



2 けいかくさくてい きほんてきじこう 計画策定の基本的事項

1 きほんりねん 基本理念

(1) しょうがいしゅとう じこけつてい せんちよう いしけつてい しえん 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

しょうがいしゅ きほんほう すべ こくみん しょうがい うむ かが ひと きほんてきじんけん
障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を
きようゆう こじん せんちよう
享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害
のある人もない人もお互いにじんかく こせい せんちよう あ とも い きる ちいきしゃい
を實現するため、しょうがいしゅとう じこけつてい せんちよう いしけつてい しえん ばいりよ
を實現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する
とともに、しょうがいしゅとう ひつよう しょうがいふくし そのた しえん そうごつてき う
つつ、その自立と社会参加の實現を図っていくことを基本として、しょうがいふくし サ
ビス等及びしょうがいじつうしよ しえんとう ていきようたいせい せいび すず
ビス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) りようしつ てきせつ ていきよう しょうがいしゅべつ こ じゅうじつ 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実

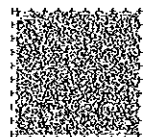
つねにサービスを受ける方の立場に立った、りようしつ てきせつ ていきよう
常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供され
るよう、じぎょうしゅ しどう けんしゅうとう つうじて、しょうがいふくし
るよう、事業者指導や研修等を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

しょうがいしゅそうごう しえんほうだい じよう さだ しょうがいしゅとう しんたいしやうがい ちてきしやうがい せいしん
また、障害者総合支援法第4条に定める障害者等（身体障害・知的障害・精神
しょうがい へつたつしょうがい むく いっていはん い なんびよう たいしやう しょうがい しゅべつ
障害（発達障害を含む）・一定範囲の難病）を対象とした、障害の種別によら
ない、たよう なニーズにたいおうする しょうがいふくし サービスの じゅうじつ ほか
ない、多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実を図ります。

さらには、なんびようかんじや かたがた たい ひつよう じやうげうていきよう おこな とう とりぐみ すず
さらに、難病患者の方々に対しても、必要な情報提供を行う等の取組を進め、
しょうがいふくし かつよう うなが つと
障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

(3) にゅうしよとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろう しえんとう 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の かだい たいおう ていきようたいせい せいび 課題に対応したサービス提供体制の整備

しょうがいしゅとう きぼう せいかつ せんたく にゅうしよとう ふくし しせつ にゅうしよまた せい
障害者等が希望する生活を選択できるよう、入所等（福祉施設への入所又は精
しんか びやういん にゅういん い がおな ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく
神科病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の
しえん しゅうろう しえん かだい たいおう ていきようたいせい ととの しょうがいしゅとう せい
支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生
かつ ちいき ささ じつげん さまざま かんけい かん れんけい きやうか ほか
活を地域で支えるシステムを實現するため、様々な関係機関との連携強化を図り、
ちいきせいかつ しえん きよてん とう
地域生活を支援するための拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（ボ
ランティアなどほうりつ せいど ちと かたち ていきよう
ランティアなど法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提
きようとう
供等、



地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、障害者等やその家族の高齢化、重度化を見据え、医療的ケアが必要な方への支援を含め、地域生活を支援する体制の一層の充実を図ります。

また、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域の精神保健医療福祉の一体的な取組と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

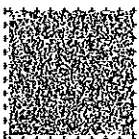
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害や高齢といった制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等の取組や、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援する必要があることから、障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、支援を必要とする障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般企業等への就労移行等を推進

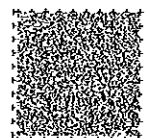
就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業等への就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対し就労定着に向けて継続した支援を図っていきます。また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

(4) 相談支援の提供体制の充実

障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっておりますが、今後は計画相談支援の質の向上を図ります。また、基本相談支援及び地域移行支援の一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

(5) 高齢化・重度化への対応

今後の障害者等の高齢化・重度化や障害者等の家族の高齢化やそれに伴って発生する様々な課題へ対応するため、障害者基幹相談支援センターを始めとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていきます。



(6) 発達障害者等に対する支援

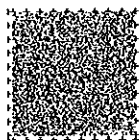
発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り、身近な場所において、必要な支援を受けられるように努めます。

(7) 協議会の設置等

16区に設置している自立支援連絡協議会では、部会を設置し地域の課題の改善に取り組みるとともに、そこで明らかになった市域レベルで取り組む課題の解決に向けて、4つのブロック連絡会並びに市自立支援連絡会において協議します。また、地域における発達障害者等の課題等について協議を行う発達障害者支援地域協議会の設置を図ります。

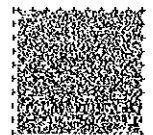
(8) 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。



3 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、事業所の質の向上を図ります。また、成人された後も必要な支援が途切れることがないように、教育機関等の関係機関と連携をとりながら移行が円滑に進む体制を整えていきます。



3 第4期計画の進捗状況

1 施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者数1,168人のうち、平成29年度末までに地域移行する目標数180人に対して、平成26年度から28年度末までの地域移行者数は27人（進捗率：15.0%）となっており、目標を大きく下回っていますが、これは、地域移行を促進するための各種方策や地域におけるサービス提供基盤が十分でないことが要因としてあげられます。

施設入所者の減少については、目標とする施設入所者数1,118人に対して、平成28年度末の施設入所者数は1,132人となっており、毎年、施設入所者数が微減している状況から、平成29年度末には目標は概ね達成可能であると見込まれます。

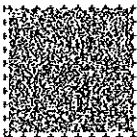
○地域生活への移行状況 (単位：人)

区分	自宅	グループホーム・ケアホーム	福祉ホーム	アパート等	計
第1期計画	28	57	33	9	127
第2期計画	13	33	12	6	64
第3期計画	8	31	2	3	44
第4期計画	3	16	0	0	19
(27年度)	(3)	(12)	(0)	(0)	(15)
(28年度)	(0)	(4)	(0)	(0)	(4)
合計	52	137	47	18	254

※第4期計画は、平成27・28年度の実績

○施設入所者数 (単位：人)

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	計
26年度	363	801	8	0	1,172
27年度	357	787	10	0	1,154
28年度	352	771	9	0	1,132



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成27年度から平成29年度に「入院後3か月経過時点の退院率64%以上」「入院後1年経過時点の退院率91%以上」「平成29年6月末時点における長期入院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少」の目標に対して、平成28年6月末では「入院後3か月経過時点の退院率59.4%」「入院後1年経過時点の退院率91.2%」「6月末時点における長期入院者数の減少率8.6%」となっており、早期退院の促進に係る成果目標（入院後3か月・入院後1年経過時点）は、概ね順調となっておりますが、「社会的入院」の解消に係る成果目標（長期在院者）では、一層の移行促進が必要な状況です。

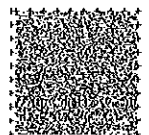
○入院後3か月経過時点の退院率及び1年経過時点の退院率（単位：%）

区分		入院後3か月経過時点 の退院率	入院後1年経過時点 の退院率
第1期計画	18年度	48.8	82.5
	19年度	49.8	80.8
	20年度	57.9	86.7
第2期計画	21年度	59.0	88.7
	22年度	61.5	91.5
	23年度	61.1	89.1
第3期計画	24年度	62.1	89.8
	25年度	64.0	87.9
	26年度	56.7	87.8
第4期計画	27年度	63.4	92.3
	28年度	59.4	91.2

○長期在院者の減少率（各年度6月末時点）

区分	27年度	28年度
減少率（%）	4.2	8.6

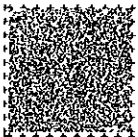
※平成24年6月末時点からの減少率



し ないせいしん か びょういんすうおよ ざいいんかんじゃすう
 ○市内精神科病院数及び在院患者数

かくねんと がつまつしてん
 (各年度6月末時点)

く ぶん	27年度	28年度
せいしん か びょういんすう 精神科病院数	16 か所	16 か所
ざいいんかんじゃすう 在院患者数 (うち、ざいいん きかん ねん いじょう 在院期間1年以上)	4,009人 (2,559人)	3,893人 (2,443人)

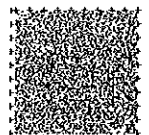


3 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度に一般企業等へ就労移行する年度目標数400人に対して、就労移行支援事業所から一般就労への移行者を中心に、平成27年度の移行者は390人、平成28年度の移行者は403人と着実に増加しており、概ね順調に進んでいます。

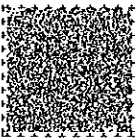
○平成28年度の移行者の状況 (単位：人)

区 分	就労前の状況				計
	就労移行 支援	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	その他	
身体障害者	27	9	2	7	45
知的障害者	62	10	1	3	76
精神障害者	165	60	13	42	280
難病患者	1	1	0	0	2
合 計	255	80	16	52	403



4 地域生活支援拠点の整備

グループホームの居住支援機能に短期入所の地域支援機能を組み合わせた地域生活支援拠点(事業所)に、既存の相談支援等の地域支援機能が連携する面的な整備により、平成29年度末までの目標数4か所に対し、平成28年度末までに1か所整備しました(29年度当初にさらに1か所整備)。障害者等の地域生活支援の充実のため、引き続き、整備を進める必要があります。



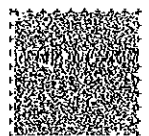
5 ち い き せ い か つ し え ん じ ゅ う じ つ 地域生活支援の充実

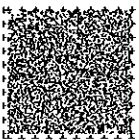
きょたくかい ことう ほうもんけい
居宅介護等の訪問系サービスについては、へいせい ねん ど み こ み り よ う
平成28年度の見込量365,000時間
たい じつせき
に対して、実績は309,662時間
み こ み り よ う し た ま わ
となり、見込量を下回っています。

せいかつかい ことう にちちゅうかつどうけい
生活介護等の日中活動系サービスについては、サービス種別によって見込量に
たい じつせき うわまわ
対して、実績が上回っていたり、下回っていたりしています。

きょじゅうけい
居住系サービスのうち、グループホームの利用者は、へいせい ねん ど み こ み り よ う
平成28年度の見込量1,720
にん たい じつせき
人に対して、実績は1,621人、市内住居数は、へいせい ねん ど み こ み り よ う
平成28年度の見込量360か所
しよ たい
に対して、実績は343か所となり、いずれも見込量を下回っています。

そうだん し え ん じ き ょ う
相談支援事業のうち、けいかくそうだん し え ん じつせき
計画相談支援の実績は見込量を下回っているものの、しょうがい
障害
ふくし サービス等支給決定者のほぼ全員に対してけいかくさくせい
計画作成ができる状況
じょうきょう
となっています。また、ちいきそうだん し え ん じつせき
地域相談支援の実績は見込量を
み こ み り よ う おおはば
大幅に下回っており、ちいきいこう
地域移行に
む
向け
いっそう とりくみ ひつよう じょうきょう
て一層の取組が必要な状況
じょうきょう
です。



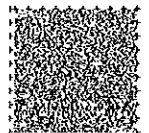


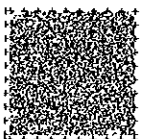
だい しょう せい か もくひょう 第 2 章 成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
の構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 地域生活支援の充実

本市では、第1期から第3期にわたる計画において、福祉施設に入所又は精神科病院に入院されている方が地域での生活へ移行していくことや、福祉施設を利用している方に一般企業等での就労に向けた支援を行うことを取り組むべき課題とし、4つの目標を設定して、取り組んできました。第4期計画では、地域生活を支援するための拠点の整備を新たな目標として定め、3期にわたり取り組んできた方策を継承しつつ、取り組んできました。

第5期計画では、国の基本指針の見直しが行われ、これまでの5つの成果目標について、一般就労への移行において職場定着率を加えるといった拡充や、精神病床からの退院率に新たな時点を加えるといった項目の見直しを行うとともに、児童福祉法の改正により障害児福祉計画を定めるものとされたことから、障害児支援の提供体制の整備等を新たな目標として定め、4期にわたり取り組んだ方策を継承、発展させていきます。





1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

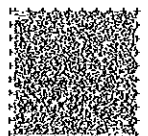
入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。

目標

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数1,132人のうち、105人が地域生活へ移行するものとします。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数1,132人から23人減の1,109人とします。

目標設定にあたっての考え方

- 施設入所者の地域生活への移行者数については、以下の2点を踏まえて目標人数を設定しました。
 - 市内障害者支援施設利用者の実態調査※において、入所者本人もしくはその家族が地域での生活に対して何らかの希望を持っていると回答した人数に、今後の新規入所者のうち地域生活への移行者数を9%（国基本指針の目標割合）として加えた人数とします。
 - ※ 調査対象者：市内障害者支援施設の利用者全員（市内支給決定者のみ）
571名
 - 平成28年度までの地域生活への移行実績を勘案して、第4期までに達成できなかった人数は目標値に加えません。
- 施設入所者数については、引き続き入所希望者（待機者）が多い状況も踏まえて、国の基本指針に即して平成28年度末時点から2%減少することを目標とします。

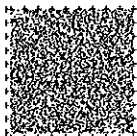


目標を達成するための対応

- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。その際、地域生活の支援強化を図るため、相談支援機能や短期入所機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の設置増により、安心して地域生活を継続しやすい環境の整備に努めます。
- 身体障害者自立生活体験事業等、施設入所している障害者が実際に地域生活を体験したり、そのための訓練を行うことができる事業を引き続き実施するとともに、障害者（施設入所者）地域生活移行訓練事業等を活用して、入所者とその家族の地域生活移行に対する理解の促進を図ります。
- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、施設入所者の地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 入所施設・事業所間の有機的なネットワークを引き続き確保しながら、地域生活移行に係る懇談会等を通じ、地域生活移行の成功事例に係る支援プログラム等の共有を図ります。
- 現在入所中の本人やその家族に特に不足していると思われる地域生活移行に対するイメージ（成功体験）を持つ機会・場の提供を積極的に行うとともに、今後新規の入所希望者に対して、本人の意向・希望を十分に把握した上で、施設入所を終の棲家でなく将来の多様な生活像の一つとして捉えられるように支援する等、入所に際しての働きかけも行っていきます。
- 平成30年度から創設される「自立生活援助」を活用し、障害者の地域生活移行後の在宅生活を継続的に支援します。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成32年度末時点の施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることで、地域への受入条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を促進します。

目標

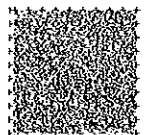
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場（代表者会議・実務者会議）を設置します。
- 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を1,808人とします。
(65歳以上868人、65歳未満940人)
- 平成32年度における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上とします。
- 平成32年度における入院後6か月経過時点の退院率を84%以上とします。
- 平成32年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上とします。

目標設定にあたっての考え方

- 新たに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とします。
- 国の目標値を基準とし、入院後3か月経過時点の退院率の引き上げ、入院後1年経過時点の退院率の維持、長期在院者数の減に加えて、新たに入院後6か月経過時点の退院率を目標とします。

目標を達成するための対応

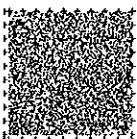
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における障害保健福祉部門、保健センター等の関係者間の相互理解の促進や強化に取り組みます。



- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、精神科病院からの地域への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 地域移行を進めるツールとして本市独自で作成した「地域移行・地域定着支援普及啓発用のパンフレット」を活用し、長期入院患者の動機づけ支援を行うとともに地域移行を担う人材の育成に取り組みます。
- 当事者や家族によるピアサポートの活用を図るため、ピアサポート養成研修を開催するとともに、精神障害者に対する正しい理解の普及啓発に取り組みます。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。

【参考】 国の基本指針

- 平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに精神障害者地域移行・地域定着支援協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 国が定める式により算定した平成32年度末精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 平成32年度末における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上とすることを基本とする。
- 平成32年度末における入院後6か月経過時点の退院率を84%以上とすることを基本とする。
- 平成32年度末における入院後1年経過時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。

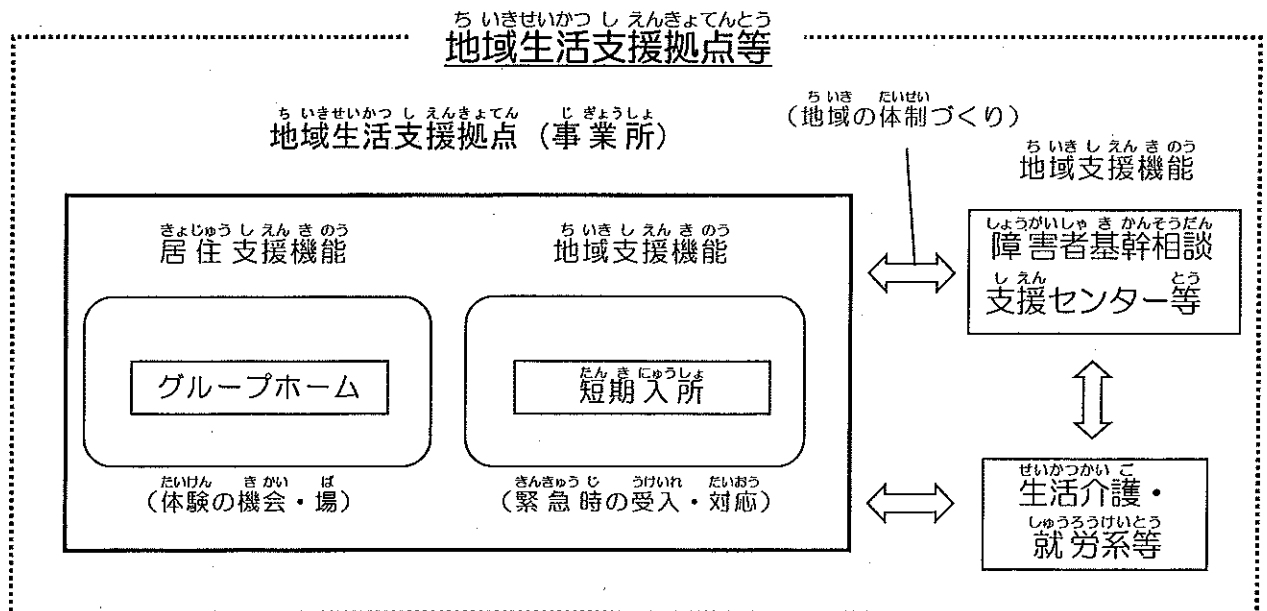


3 地域生活支援拠点等の整備

通常規模のグループホームに短期入所を組み合わせたものを地域生活支援拠点(事業所)とし、これと障害者基幹相談支援センター等の地域支援機能が連携する体制を確保すること(面的な整備)により箇所数の増加を図ります。

なお、整備条件が整う場合には、多機能型拠点(グループホーム型)についても整備していきます。

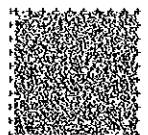
【本市における地域生活支援拠点等の面的整備イメージ】



目標

- 平成32年度末までに地域生活支援拠点(事業所)を8か所整備するものとします。

※ 地域生活支援拠点等に求められている5つの機能(①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を踏まえ、本市の地域生活支援拠点等の内容等について検討を行います。



目標設定にあたっての考え方

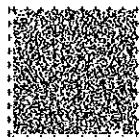
- グループホーム、短期入所とともに今後もニーズが増加することを踏まえて整備を促進する必要があります。
- 地域支援機能としての地域相談支援は、各区に設置の障害者基幹相談支援センター等との連携により確保します。
- これまでのグループホーム整備実績から、平成30年度以降2か所ずつの整備を見込みます。

目標を達成するための対応

- 国庫補助を活用した新規整備を推進します。その際、意向を持つ事業者に対し、過去の地域生活支援拠点（事業所）の整備事例を基に整備に向けたノウハウを提供していきます。
- 新規整備が困難な地域等においては、既存事業所の地域支援機能を活かして拠点事業所として位置づけることも検討していきます。
- 整備にあたっては、できるだけ地域的なバランスを考慮するよう努めます。

【参考】国の基本指針

■ 平成32年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般企業等への就労移行を進めます。

目標

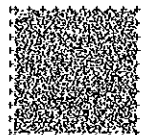
- 平成32年度の1年間で605人が一般企業等へ就労移行するものとします。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%とします。

目標設定にあたっての考え方

- 平成28年度までの就労移行実績を踏まえ、国の基本指針に即し、平成28年度の一般就労への移行実績(403人)の1.5倍の人数が就労移行するものとします。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%とするものとします。

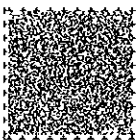
目標を達成するための対応

- 特別支援学校の保護者・生徒・福祉施設利用者等に対する一般就労に向けた説明会の開催や、企業における職場見学・実習の実施等により、障害者等と企業双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。
- 先行する就労移行支援事業所の取組事例や成功事例を共有する場を設けながら、事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上を図るとともに、個別の就労移行支援事業所が抱える課題等を把握して、関係機関のネットワークを活用する中で課題解決を促し、事業所のレベルアップを図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、障害者雇用を推進している企業への支援を図るとともに、企業を対象にしたセミナーや企業見学会の開催等により、障害者雇用の啓発に努めます。
- 市内4か所に設置されている障害者就労等の相談支援機関を中心に、障害者等の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、障害者等の一般就労に向けた相談支援や定着支援を実施します。



さんこう くに きほんししん
【参考】 国の基本指針

- へいせい ねん ど ちゅう いっぱんしゅうろう いこう もの へいせい ねん ど いっぱんしゅうろう
平成32年度中に一般就労へ移行する者が、平成28年度の一般就労へ
いこうじっせき ばい い じょう
の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- かくねん ど しゅうろうていちやくし えん じぎょう による し えん かい し ねん こ しよくば
各年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場
ていちやくりつ い じょう
定着率を80%以上とすることを基本とする。



5 障害児支援の提供体制の整備等

1 児童発達支援センターを中核とした支援体制の維持

児童発達支援センターを中核とした子ども発達支援の体制を維持します。

目標

- 平成32年度の時点で10か所の児童発達支援センターを継続して設置します。

目標設定にあたっての考え方

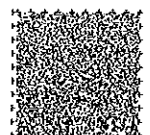
- 児童発達支援センターを就学前の発達に遅れ等のある子どもが定期的・継続的に通園する通園型施設、児童発達支援事業所を子どもや保護者の状況にに応じて利用する施設と位置づけ、児童発達支援センターには所管地域を設定し、2歳以上の希望する子どもは全て通園できるよう受入体制を整えます。

目標を達成するための対応

- 児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します。
- 児童発達支援センターは2歳以上の入園希望者が認可上の定員を超える場合には、安全な施設運営が見込まれる範囲で認可上の定員を超えて入園を認めます。また、定員を超える入園者が続く場合は、状況に応じて定員の変更をします。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。



2 保育所等訪問支援体制の構築

支援を必要とする子どもが幼稚園・保育所等に通いながら支援を受けられる体制を整えます。

目 標

- 平成32年度の時点で希望する全ての子どもが保育所等訪問支援を利用できる体制を整えます。

目標設定にあたっての考え方

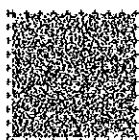
- 保育所等訪問支援と同趣旨の事業との役割を整理するとともに、保育所等訪問支援を効果的に実施する方法を確立し、平成32年度の時点で全ての児童発達支援センターで希望に応じて保育所等訪問支援を利用できるようサービスの供給体制を整えます。

目標を達成するための対応

- 幼稚園や保育所も含め、本市としての体系的な児童発達支援のあり方を検討し、保育所等訪問支援の効果的な実施方法の方針を決定するとともにニーズの把握を行います。
- 保育所等訪問支援を円滑に実施するための児童発達支援センターの体制について検討をします。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。



3 重症心身障害児支援体制の構築

重症心身障害児が必要な発達支援を受けられる体制を整えます。

目標

- 平成32年度の時点で、主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。

目標設定にあたっての考え方

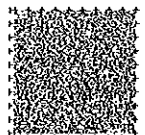
- 平成32年度の時点で重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。

目標を達成するための対応

- 重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に對するニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じて重症心身障害児を受け入れられる事業所を開設できるよう、重症心身障害児受入のノウハウや医療的ケアについての知識等を学ぶ研修の実施等を検討します。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。



4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制づくりを進めます。

目標

- 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

目標設定にあたっての考え方

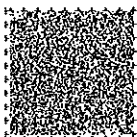
- 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、庁内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の所管部署が連携を図るための会議等を設置します。

目標を達成するための対応

- 会議の設置を円滑に進めるため、庁内の各関係部署が定期的に情報共有及び意見交換を行うための準備会等を開催します。

【参考】国の基本指針

- 平成30年度末までに、各都道府県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置することを基本とする。



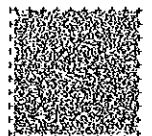
6 地域生活支援の充実

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らしていけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制の充実を図ります。

目 標

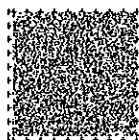
障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

特に、障害者等やその家族の高齢化、重度化への対応が課題となっていることから、年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた個別支援とともに、身近なところで相談支援を受けられることができるよう、地域におけるサービス拠点の整備や身近な相談支援機能の充実に努め、地域生活の支援体制の強化を引き続き推進します。

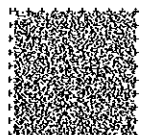


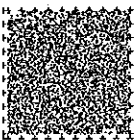
もくひょう たっせい たいおう
目標を達成するための対応

- 移動支援事業を含む訪問系サービスについては、ヘルパー確保の取組を推進する等により、必要な人に必要なサービスを提供できるようサービス量の確保を図ります。また、ヘルパーに対する各種研修を引き続き実施することにより、サービスの質の向上を図ります。
- 日中活動の場の確保に努めるとともに、職員研修の開催や定期指導の実施等により、事業所における利用者支援の質の確保に努めます。また、介護者の急な不在等への対応など、短期入所の拡充を図ります。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。また、市営住宅における福祉向募集の推進等、住まいの確保を図ります。
- 住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。また、利用者の状況や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるようサービス等利用計画の作成を図ります。
- 地域の相談支援の拠点である障害者基幹相談支援センターは、総合的な相談業務のほか、指定相談支援事業所に対する必要な助言等を行いながら相談支援の充実を図ります。また、区自立支援連絡協議会を活用し、事業所をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者等が地域での生活に安心感を持てるよう、居住に係る支援機能と地域生活に係る支援機能が連携して支援する面的な支援体制等の構築を図ります。



- 障害児の居場所づくり事業の一つである「いこいの家事業」を子どもの発達に不安を感じる保護者への支援の場と位置づけ、市内にバランス良く配置することを目指します。従来のいこいの家事業を「指定施設型」と位置づけ、新たな事業の実施手法として子育て支援の拠点等でいこいの家事業を実施する「施設活用型」に取り組みます。また、「指定施設型」、「施設活用型」では実施が困難な地域で事業を実施する手法として「出前型」を実施します。
- 年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じて適切な支援が届けられるよう、地域における関係機関との連携を強化します。
- 障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、虐待防止や成年後見制度の利用促進等、障害者等の権利擁護の取組を進めます。また、地域や職場で障害者等が安心して過ごせるよう、意思疎通支援の充実に努めるとともに、市民への啓発活動を通じて障害や障害者等に対する正しい理解の促進を図ります。





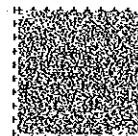
だい しょう かつどう し ひょうとう 第 3 章 活動指標等

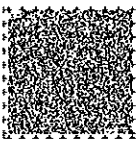
- 1 しょうがいふくし しょうだん し えん
障害福祉サービス・相談支援
- 2 しょうがい じ し えん
障害児支援
- 3 はったつしょうがいしやとう たい し えん
発達障害者等に対する支援
- 4 ち いきせいかつ し えん じ ぎょう
地域生活支援事業
- 5 ち いきせいかつ し えんそくしん じ ぎょう
地域生活支援促進事業
- 6 しょうがいふくし とうおよ しょうがい じ つうしよ し えんとう
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の
えんかつ じっし
円滑な実施

だい しょう さだ せい かもちょう たっせい む かく ひつよう りょう み こ
第2章に定める成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みであ
かつどう し ひょうおよ かく ぼ ほうさく さだ しょうがいふくし とうおよ
る活動指標及びその確保のための方策を定め、障害福祉サービス等及び
しょうがい じ つうしよ し えんとう ていきょうたいせい けいかくてき せいひ ほか
障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

ちゅうい じこ (注意事項)

- 「月間」と表記があるものは、各年度の月間平均（各年度の実績又は見込量を12で割った数値）となっています。
- 「人日」と表記があるものは、「月間の利用人員」に「一人一月当たりの平均利用日数」をかけた数値となっています。
- 事業所数は、各年度末時点の実績又は見込量となっています。



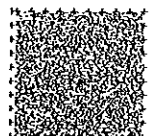


1 しょうがいふくし そうだん し えん
1 障害福祉サービス・相談支援

1 ほうもんけい
1 訪問系サービス

ほうもんけい
訪問系サービスとは、い が 以下の5つのサービスを そつしょう 総称したものです。

<p>きょ たく かい こ 居 宅 介 護</p>	<p>きょたくでの、にゅうよく、はい、しょくじ、かいごとう、おこな 居宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで す。ホームヘルプサービスと呼ばれています。</p>
<p>じゅうど ほうもん かい こ 重度訪問介 護</p>	<p>じゅうど、しだいふ、じゆうしやおよ、ちてきしょうがい、せいしんしょうがい、こうどうじょう 重度の肢体不自由者及び知的障害、精神障害により行動上 いちじる、こんなん、ゆう、しょうがいしや、かいご、ひつよう 著しい困難を有する障害者であっていつも介護を必要とす る人に、きょたくでの、にゅうよく、はい、しょくじ、かいご、がいしゅつじ 居宅での、入浴、排せつ、食事の介護、外出時に おけるいどう、かいごとう、そごうてき、おこな おける移動の介護等を総合的に行うサービスです。</p>
<p>どう こう えん こ 同 行 援 護</p>	<p>しかくしょうがい、いどう、いちじる、こんなん、ゆう、ひと、がいしゅつじ 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に どうこう、いどう、ひつよう、じょうぼう、ていきよう 同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護 をおこな を行うサービスです。</p>
<p>こう どう えん こ 行 動 援 護</p>	<p>ちてき、せいしんしょうがい、こうどうじょういちじる、こんなん 知的・精神障害のために行動上著しい困難があり、いつも かいご、ひつよう、ひと、こうどう、さい、きけんかいひ、がいしゅつじ、いどう 介護を必要とする人の、行動の際の危険回避や外出時の移動 のかいご、おこな の介護を行うサービスです。</p>
<p>じゅうど しょうがいしや とう 重度障害者等 ほう かつ し えん 包 括 支 援</p>	<p>かいご、ひつよう、ひつようせい、いちじる、たか、ひと、きょたくかい いつも介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介 護 <small>たしょうがいふくし</small> その他障害福祉サービスを <small>ほうかつてき</small> 包括的に提供 <small>ていきよう</small> するサービスで す。</p>



第4期計画の実績(月間)

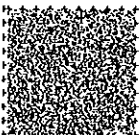
区分			27年度	28年度	29年度
のべ利用時間数 (時間)	見込量		327,000	365,000	409,000
	実績	実績	299,602	309,662	
		居宅介護	132,398	135,683	
		重度訪問介護	139,039	144,398	
		同行支援	13,840	14,099	
		行動支援	14,325	15,482	
利用者数 (人)	見込量		7,450	8,240	9,180
	実績	実績	6,851	7,097	
		居宅介護	4,835	5,046	
		重度訪問介護	1,119	1,114	
		同行支援	556	580	
		行動支援	340	356	
		重度障害者等包括支援	1	1	

※ 重度障害者等包括支援は、利用量を単位数で表すため延利用時間数を記載していません。
また、訪問系サービス延利用時間数の見込量及び実績にも含まれていません。

＜参考＞ 訪問系サービス事業所数(年度末現在)

区分	27年度	28年度
居宅介護(か所)	507	587
重度訪問介護(か所)	503	583
同行支援(か所)	278	315
行動支援(か所)	88	95

- 訪問系サービスの実績は身体障害者の利用者数が落ち着いたこともあり、延利用時間数、利用者数ともに見込量を下回っています。
- 事業所数は確実に増加しており、サービス提供基盤の充実が図られています。事業者においては、早朝・夕方時間帯を中心にヘルパーの確保に苦慮している状況があります。



第5期計画のサービス見込量（月間）

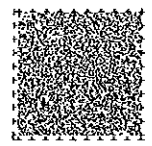
区 分	30年度	31年度	32年度
訪問系サービス ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護	350,000	373,000	400,000
同行援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援	7,780	8,170	8,600

サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の実績に基づき、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・障害児ごとに居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護のサービスごとの月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

確保方策

- ヘルパーの確保のための取組として、介護職のイメージアップを継続して実施するほか、就労関係機関と連携して、高齢者の能力の活用、潜在的有資格者の掘り起こしの方策を検討します。
- ヘルパーの確保方策として重度障害者（児）や精神障害者（児）に対するサービス提供に特化した研修を引き続き実施する等、ヘルパー研修の充実に努めていきます。
- 福祉人材育成支援事業を引き続き実施することにより、事業所の人材確保・職員定着を図ります。
- 必要なサービスが利用できるよう、相談支援事業の充実に努めます。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行うとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。

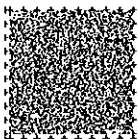


2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、通所・入所施設の昼のサービスである、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援等をいいます。

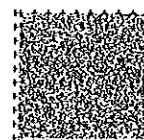
(1) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

生活介護	いつも介護を必要とする障害者に、主に昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、併せて、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。

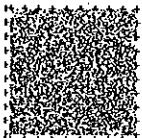


第4期計画の実績(月間)

区 分			27年度	28年度	29年度
生活介護	延利用人員 (人員)	見込量	81,630	84,240	86,860
		実績	78,840	80,832	
	利用者数 (人)	見込量	4,370	4,510	4,650
		実績	4,231	4,331	
	市内事業 所数(か所)	見込量	132	136	140
		実績	137	143	
自立訓練 (機能訓練)	延利用人員 (人員)	見込量	410	410	410
		実績	442	429	
	利用者数 (人)	見込量	40	40	40
		実績	45	43	
	市内事業 所数(か所)	見込量	1	1	1
		実績	1	1	
自立訓練 (生活訓練)	延利用人員 (人員)	見込量	2,280	2,590	2,890
		実績	2,901	3,177	
	利用者数 (人)	見込量	150	170	190
		実績	201	217	
	市内事業 所数(か所)	見込量	16	18	20
		実績	16	15	
就労移行 支援	延利用人員 (人員)	見込量	9,020	9,680	10,330
		実績	9,110	9,083	
	利用者数 (人)	見込量	550	590	630
		実績	573	574	
	市内事業 所数(か所)	見込量	45	47	49
		実績	41	45	



区 分		27年度	28年度	29年度
就労継続支援 （A型）	延利用人員 （人員）	見込量 35,470	実績 40,950	見込量 46,420
		実績 35,655	実績 38,986	
	利用者数 （人）	見込量 1,870	見込量 2,160	見込量 2,440
		実績 1,854	実績 2,030	
	市内事業 所数（か所）	見込量 102	見込量 114	見込量 126
		実績 97	実績 104	
就労継続支援 （B型）	延利用人員 （人員）	見込量 35,480	実績 39,350	見込量 43,210
		実績 33,194	実績 36,907	
	利用者数 （人）	見込量 2,110	見込量 2,340	見込量 2,570
		実績 1,985	実績 2,226	
	市内事業 所数（か所）	見込量 113	見込量 122	見込量 131
		実績 113	実績 123	
合 計	延利用人員 （人員）	見込量 164,290	実績 177,220	見込量 190,120
		実績 160,142	実績 169,414	
	利用者数 （人）	見込量 9,090	見込量 9,810	見込量 10,520
		実績 8,889	実績 9,421	
	市内事業 所数（か所）	見込量 262	見込量 275	見込量 286
		実績 313	実績 347	

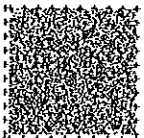


- 生活介護については、市内事業所数は実績が見込を上回っているものの、延利用人数及び利用者数の実績は見込量を下回っています。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、延利用人数及び利用者数は実績が見込を上回っていますが、自立訓練（生活訓練）の市内事業所数は見込を下回っています。
- 就労移行支援については、平成27年度は延利用人数及び利用者数ともに、実績が見込を上回っているものの、平成28年度については、延利用人数及び利用者数ともに実績は見込量を下回っています。
- 就労継続支援（A型）については、延利用人数、利用者数及び市内事業所数の実績は見込量を若干下回っています。
- 就労継続支援（B型）については、市内事業所数は見込量と同程度で推移し、延利用人数及び利用者数の実績は見込量を若干下回っています。



第5期計画のサービス見込量（月間）

区 分	30年度	31年度	32年度	
生活介護	延利用見込人日（人日）	84,710	86,580	88,450
	利用見込者数（人）	4,530	4,630	4,730
	市内事業所見込数（か所）	155	161	167
自立訓練 （機能訓練）	延利用見込人日（人日）	450	450	450
	利用見込者数（人）	45	45	45
	市内事業所見込数（か所）	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	延利用見込人日（人日）	3,620	3,840	4,060
	利用見込者数（人）	245	260	275
	市内事業所見込数（か所）	16	16	16
就労移行支援	延利用見込人日（人日）	9,100	9,120	9,130
	利用見込者数（人）	576	577	578
	市内事業所見込数（か所）	53	57	61
就労継続支援 （A型）	延利用見込人日（人日）	42,570	44,280	46,040
	利用見込者数（人）	2,220	2,310	2,400
	市内事業所見込数（か所）	113	118	123
就労継続支援 （B型）	延利用見込人日（人日）	45,150	49,220	53,290
	利用見込者数（人）	2,720	2,970	3,210
	市内事業所見込数（か所）	143	153	163
就労定着支援	利用見込者数（人）	745	828	908
合 計	延利用見込人日（人日）	188,710	198,250	207,780
	利用見込者数（人）	10,496	11,032	11,568
	市内事業所見込数（か所）	408	437	466

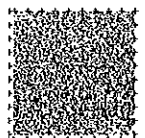


■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 各サービスの利用見込者数は、各サービスの利用実績における直近の伸びと同程度の傾向を見込みます。
- 各サービスの延利用見込人日は、平成28年度の実績を基に、一人当たりの月平均利用日数を勘案して見込みます。
- 就労継続支援A型については、平成29年度に指定基準が変更されたことから、平成29年度の実績も踏まえて、延利用人日、利用者数及び市内事業所数を見込みます。
- 就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援から一般就労への移行者数の過去の実績を勘案してサービス量を見込みます。

■確保方策

- 作業所型地域活動支援事業所及び重症心身障害児小規模通所支援事業所について、事業者の意向及び事業所の運営状況等に配慮しながら、障害福祉サービス事業所への移行を支援します。
- 重症心身障害者等の日中活動の場を拡充するため、通所サービスに係る重症心身障害者等受入補助制度を引き続き実施することにより、事業者の円滑な参入を促進します。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行うとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。
- 社会福祉施設職員研修を引き続き実施することにより、サービス提供に従事する職員の資質向上を図ります。



(2) 療養介護

療 養 介 護	医療と ^{いりょう} いつも ^{かいご} 介護 ^{ひつよう} を必要とする ^{しょうがいしゅ} 障害者に、主に ^{おち} 昼間 ^{ひるま} において ^{びょういん} 病院 ^{きのうくねん} で機能 ^{りょうようじょう} 訓練 ^{かんり} 、療養 ^{かんご} 上の ^{いがくてきかんり} 管理 ^か 、看護 ^か 、医学 ^か 的管理 ^か 下 ^か における ^{かいご} 介護 ^{およ} 及び ^{にちじょうせいかつ} 日常生活 ^{せわ} の世 ^{おこな} 話を ^{りょうようかいご} 行う ^{りょうようかいご} サービス ^{りょうようかいご} です。療 ^{いりょう} 養 ^{かか} 介 ^{りょうようかいご} 護 ^{いりょう} のうち、医 ^{かか} 療 ^{りょうようかいご} に係 ^{いりょう} るものは、療 ^{りょうようかいご} 養 ^{いりょう} 介 ^{りょうようかいご} 護 ^{いりょう} 医 ^{りょうようかいご} 療 ^{いりょう} として ^{きゅうふ} 給 ^{りょうようかいご} 付 ^{りょうようかいご} され ^{りょうようかいご} ます。
---------	---

■第4期計画の実績(月間)

区 分	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	190	220	240
見込量			
実績	175	187	

- 平成27年度より開設された本市の重症心身障害児者施設について、療養介護の利用者の増加が見込まれましたが、既に他の医療機関で療養介護を利用している利用者が転院しているケースもあり、実績が見込量を下回っています。

■第5期計画のサービス見込量(月間)

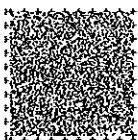
区 分	30年度	31年度	32年度
利用見込者数(人)	211	211	211

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の実績を基に本市の重症心身障害児者施設の利用者の増を見込みます。

■確保方策

- 本市の重症心身障害児者施設において、利用者に対して質の高いサービスを提供します。



(3) 短期入所

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
------	---

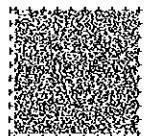
■第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
延利用人日（人日）	見込量	5,790	6,180	6,560
	実績	5,901	6,280	
利用者数（人）	見込量	910	970	1,030
	実績	973	1,051	
市内事業所数（か所）	見込量	67	70	73
	実績	74	78	

- 実績は見込量を上回って推移しています。

■第5期計画のサービス見込量（月間）

区分	30年度	31年度	32年度
延利用見込人日（人日）	7,270	7,750	8,230
利用見込者数（人）	1,210	1,290	1,370
市内事業所見込数（か所）	86	90	94

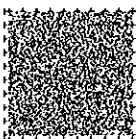


サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 利用者数の直近の伸びの合計は80人程度となっており、今後も同程度の傾向を見込みます。
- 延利用見込入日は、平成28年度の実績を基に、一人当たりの月平均利用日数を見込みます。

確保方策

- 地域生活支援拠点（事業所）として、グループホームと短期入所を組み合わせた整備を実施することにより、短期入所の事業所の設置を促進します。
- グループホームにおける短期入所利用及び通所事業所における短期入所の事業所の設置を促進します。
- 障害者支援施設の改修等に併せて、短期入所の事業所の増加を図ります。
- 障害者支援施設における空床利用を活用することにより、必要な短期入所の増加を図ります。
- 重症心身障害児（者）短期入所事業補助制度を引き続き実施することにより、重症心身障害児（者）が利用可能な短期入所の事業所を確保します。
- 障害児（者）緊急短期入所空床確保事業を引き続き実施することにより、緊急利用にも対応可能な短期入所の事業所を確保します。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行うとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。



3 居住系サービス

居住系サービスとは、自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援をいいます。

(1) 自立生活援助

自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供するサービスです。
--------	--

■ 第5期計画のサービス見込量

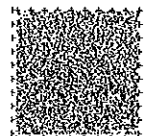
区 分	30年度	31年度	32年度
利用見込者数（人）	40	40	40

■ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 施設入所者等の地域生活への移行における第5期計画の成果目標を勘案して見込みます。

■ 確保方策

- 利用者及び相談支援事業者等に対し、新しい制度の周知徹底を行い、円滑な制度実施を図ります。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行うとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。



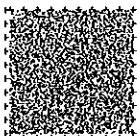
きょうどうせいかつえんじよ
(2) 共同生活援助 (グループホーム)

きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	やかん きゆうじつ きょうどうせいかつ いとな じゅうきよ そろだん ひつよう おう 夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や必要に にゅうよく はい しよくじ かいごとう にちじょうせいかつじょう えんじよ おこな て入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行う サービスです。
--------------------------------------	--

だい きけいかく じっせき げっかん
■ 第4期計画の実績 (月間)

く ぶん		ねん 27年度	ねん 28年度	ねん 29年度
り ようしやすう (にん) 利用者数 (人)	み こみ りょう 見 込 量	1,560	1,720	1,880
	じっ せき 実 績	1,471	1,621	
し ない きょう どう せい かつ 市内共同生活 じゅうきよすう しょ 住居数 (か所)	み こみ りょう 見 込 量	330	360	390
	じっ せき 実 績	320	343	

- り ようしやすう およ じ ない きょう どう せい かつ じゅうきよすう
利用者数及び市内共同生活住居数ともに、じっせき み こみりょう したまわ
実績は見込量を下回っています。
- へいせい ねん 23年度 そぞせつ やちんほじよ ほそくきゅうふ
平成23年度に創設された家賃補助 (補足 給付) については、ひ つづ じっし
引き続き実施しています。
- グループホームは、しょうがいしや ちいき
障害者が地域における自立した社会生活を営む上で重要
な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層の設置促進に取り組みむ必要
があります。



だい きけいかく み こみりょう げっかん
■第5期計画のサービス見込量（月間）

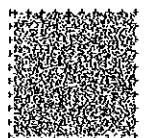
区 分	30年度	31年度	32年度
利用見込者数（人）	1,880	2,010	2,140
市内共同生活住居見込数（か所）	400	430	460

み こみりょう さんてい かんが かつ
■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 利用者数については、直近3か年度の平均的な増加数を勘案するとともに、第4期計画における各年度の見込量及び第5期計画における地域生活移行に係る目標値との整合性も考慮して見込みます。
- 市内共同生活住居数については、直近3か年度の平均的な増加数を勘案するとともに、第4期計画における各年度の見込量との整合性を考慮して見込みます。

かく ほ ほうさく
■確保方策

- 国庫補助及び民間助成の制度を活用することにより、施設整備を推進します。
- 市の運営費等補助制度を引き続き実施することにより、事業所の安定的な運営を図るとともに、事業者の円滑な参入を促進します。
- 市の設置費補助制度による賃貸物件に係る敷金・礼金や初度調弁費等の補助、市の改修費補助制度による建築基準法等に合致した事業所整備のための補助を通して、また、これらの補助制度を含む事業所の設置及び運営のノウハウに係る情報提供等も引き続き行うことにより、事業者の円滑な参入と事業所の設置を促進します。
- 市営住宅の有効活用を引き続き図ります。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。



(3) 施設入所支援

施設入所支援	施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。
--------	--

■第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	見込量	1,160	1,145	1,130
	実績	1,154	1,137	
市内事業所数（か所）	見込量	15	15	15
	実績	15	15	

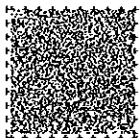
- 利用者数については、実績が見込量を下回っているため、計画どおり利用者の減少が図られています。
- 市内事業所数についても、実績は見込量のとおり推移しています。

■第5期計画のサービス見込量（月間）

区分		30年度	31年度	32年度
利用見込者数（人）		1,127	1,121	1,115
市内事業所見込数（か所）		15	15	15

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 利用者数については、第5期計画における地域生活移行に係る目標値及び入所待機者の状況を勘案するとともに、施設入所者数の減少に係る目標値として、平成28年度末から32年度末までの4か年度において、23名の減少を図ることを掲げているため、1か年度あたり6名の減少を見込みます。
- 市内事業所数については、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという考え方に基づき、入所施設の新たな整備は想定せず、現行の箇所数のまま推移するものと見込みます。

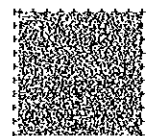


4 計画相談支援・地域相談支援

<p>計画相談支援</p>	<p>障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。指定特定相談支援事業者が担います。</p>	
<p>地域相談支援</p>	<p>地域移行支援</p>	<p>施設入所者及び精神科病院の入院患者、矯正施設等の入所者を対象に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。</p>
	<p>地域定着支援</p>	<p>ひとり暮らしの方等を対象に、いつでも連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービスです。</p>

■第4期計画の実績（月間）

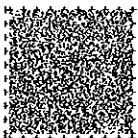
区分		27年度	28年度	29年度
計画相談支援利用者数（人）	見込量	2,090	2,270	2,470
	実績	1,958	2,051	
地域移行支援利用者数（人）	見込量	74	74	74
	実績	14	11	
地域定着支援利用者数（人）	見込量	24	27	30
	実績	26	25	
市内事業所数 [特定・一般]（か所）	見込量	157	172	187
	実績	149 (一般70)	154 (一般74)	



- 基本相談支援が行えるよう相談支援事業所の充実が必要です。
- 計画相談支援は見込量と同程度で推移しており、障害福祉サービス等支給決定者数のほぼ全員に対して計画作成ができています。
- 地域相談支援の専従者を配置する事業所に対し、市独自で補助を行う等、地域相談支援の増加を図っていますが、実績は見込量を大きく下回っています。今後、地域移行に向けて一層の取組が必要です。

だい さいけいかく
■ 第5期計画のサービス見込量（月間）

区 分		30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用見込者数（人）	2,160	2,280	2,410
地域移行支援		95	95	95
地域定着支援		29	31	33
市内事業所見込数[特定・一般]（か所）		164 （一般82）	169 （一般86）	174 （一般90）

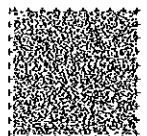


■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 計画相談支援については、平成28年度の実績に基づき、障害福祉サービス等支給決定者数の伸びを勘案し、各年度の年間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。
- 地域移行支援については、成果目標達成に向けて各年度の地域移行者数及び各年度の矯正施設等からの地域移行者数を勘案し、各年度の年間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。
- 地域定着支援については、平成28年度の実績に基づき、月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

■確保方策

- 市独自の相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援）や特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）に十分対応できるよう、事業所数及び対応可能なケースの増加を図ります。
- 相談支援事業所数の増加を図るため、相談支援従事者研修（初任者研修）の修了者が所属する法人に対して、相談支援事業所の指定申請の手続きについて案内する等の働きかけを行います。
- 障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所者等からの地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行います。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。



2 障害児支援

1 児童発達支援（福祉型・医療型）

児童発達支援	在宅の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
--------	--

■第4期計画の実績（月間）

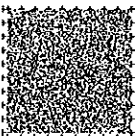
区分	27年度	28年度	29年度
延利用入日（人日）	見込量	9,250	10,110
	実績	8,996	10,689

- 第3期計画の年度と比較すると見込量と実績の乖離は小さくなっており、平成27年度から平成28年度にかけて実績は約19%伸びています。指定事業所の数が増加し、利用しやすい環境が整ってきていることも寄与していると考えられます。

※ 第4期計画では福祉型・医療型をまとめた見込量をたてていました。

■第5期計画のサービス見込量（月間）

区分	30年度	31年度	32年度
利用児童数（人）	福祉型	1,118	1,358
	医療型	23	23
	合計	943	1,141
延利用見込入日（人日）	福祉型	15,308	18,555
	医療型	153	153
	合計	12,778	15,461

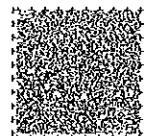


■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成24年度から平成28年度までの5年の実績に基づき、延利用人日の伸びを勘案して平均月間利用量を見込みます。
- 次期子どもに関する総合計画等の策定の中で、より精緻な見込みを行いますので、平成32年度について参考値として設定します。

■確保方策

- 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所で見込量を確保します。
- 児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します。
- 医療型については医療型児童発達支援センターで見込量を確保します。
- 児童発達支援の利用状況や指定事業所の設置状況等を公表することにより、指定事業所の適正配置を促進します。
- 事業者指定において、懇切丁寧な指定相談を行い、事業者の円滑な参入に資するとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することや各事業所の事業内容等の情報を公表すること等により、サービスの質の向上を図ります。



2 放課後等デイサービス

放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校通学中の障害児に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。
------------------------	---

■第4期計画の実績（月間）

区 分		27年度	28年度	29年度
延 利 用 人 日 (人 日)	見 込 量	28,720	31,830	34,220
	実 績	33,516	39,458	

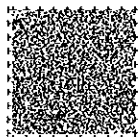
- 平成27年度から平成28年度にかけて見込量を大きく上回る実績があり、1年間の伸び率は約18%となっています。指定事業所の数が増加し、利用しやすい環境が整ってきていることも寄与していると考えられます。

■第5期計画のサービス見込量（月間）

区 分		30年度	31年度	32年度
利 用 児 童 数 (人)		2,751	3,274	3,896
延 利 用 見 込 人 日 (人 日)		40,722	48,459	57,666

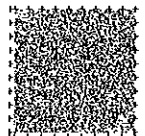
■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成24年度から平成28年度までの5年の実績に基づき、延利用人日の伸びを勘案して平均月間利用量を見込みます。
- 次期子どもに関する総合計画等の策定の中で、より精緻な見込みを行いますので、平成32年度について参考値として設定します。



かく ほ ほうさく
■ 確保方策

- ほう か ことう ほう か ことう
放課後等デイサービスの利用状況や指定事業所の設置状況等を公表することにより、指定事業所の適正配置を促進します。
- じぎょうしゃ してい こんせつていねい していそうだん おこな じぎょうしゃ えんかつ さんじゅう
事業者指定において、懇切丁寧な指定相談を行い、事業者の円滑な参入に資するとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することや各事業所の事業内容等の情報を公表すること等により、サービスの質の向上を図ります。



3 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、集団生活に適応するため、専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援事業所が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、安定した利用のための支援をするサービスです。
----------	---

■第4期計画の実績（月間）

区 分	27年度	28年度	29年度
のべ利用日 (人日)	20	30	40
見込量			
実績	17	16	

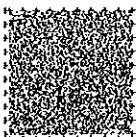
- 保育所等訪問支援事業への事業者の参入が進んでいない等の理由により実績は伸びておらず、見込量を大きく下回っています。

■第5期計画のサービス見込量（月間）

区 分	30年度	31年度	32年度
利用児童数（人）	24	24	24
のべ利用見込人日（人日）	40	40	40

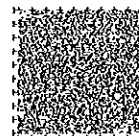
■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 実績が伸びていない現状を鑑み、平成29年度平均月間利用量の見込みを目標として3年間据え置きます。
- 次期子どもに関する総合計画等の策定の中で、より精緻な見込みを行いますので、平成32年度について参考値として設定します。



かく ほ ほうさく
■ 確保方策

- 次期子どもに関する総合計画等の策定の過程で幼稚園、保育所での障害児の受入に関する検討を行い、これと並行して保育所等訪問支援事業のあり方を検討し、ニーズを把握します。
- 必要なサービス供給量を確保するための保育所等訪問支援事業所の配置を進める方策について検討します。



4 障害児入所支援（福祉型・医療型）

障害児入所支援	福祉型	障害児入所施設に入所する障害児を保護し、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うサービスです。
	医療型	障害児入所施設に入所、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

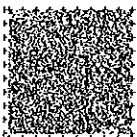
■第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込量（人）	福祉型	100	100	100
	医療型	50	50	50
	合計	150	150	150
実績（人）	福祉型	97	102	—
	医療型	47	45	—
	合計	144	147	—

※受入先の施設には、市外の施設も含まれます。

※医療型には指定医療機関を含みます。

- 第4期計画の期間を通じて安定的に推移しています。



第5期計画のサービス見込量（月間）

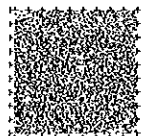
区 分	30年度	31年度	32年度
福祉型	100	100	100
医療型	50	50	50
合計	150	150	150

サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成27年度から平成28年度の実績を基に見込みます。

確保方策

- 関係機関との連携を密にとり、入所施設の確保に努めます。



5 障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援又は障害福祉サービス等を利用する全ての障害児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し(モニタリング)を行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス等の利用を図るサービスです。
---------	--

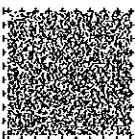
■ 第4期計画の実績(月間)

区 分		27年度	28年度	29年度
のべ利用者数 (人)	見込量	376	417	462
	実績	131	215	

- 実績は伸びていますが、セルフプランによる計画作成の割合も多く見込量を大きく下回っています。

■ 第5期計画のサービス見込量(月間)

区 分	30年度	31年度	32年度
のべ利用者見込者数(人)	311	391	457

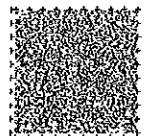


■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の見込数に対する割合で障害児相談支援を見込みます。
- 平成31年度に児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の70%が相談支援を利用することを目指します。
- 次期子どもに関する総合計画等の策定の中で、より精緻な見込みを行いますので、平成32年度について参考値として設定します。

■確保方策

- 必要なサービス供給量を確保するための障害児相談支援事業所の配置を進める方策について検討します。



3 発達障害者等に対する支援

1 発達障害者支援地域協議会の開催

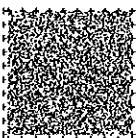
地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、市内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うことを目的とした発達障害者支援地域協議会を設置します。

■第5期計画の見込量（年間）

区 分	30年度	31年度	32年度
見込量 開催回数（回）	2	2	2

■確保方策

- 既存の会議である名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会の機能や構成等を見直し、発達障害者支援地域協議会に求められる機能を満たすことができるよう発展的に継続させていきます。
- 乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を実施するため、必要に応じて発達障害者支援体制整備検討委員会に部会を設置し、各ライフステージの課題を把握するとともに、必要な支援の検討を行います。



2 発達障害者支援センターによる相談支援

自閉症を始め発達障害を有する障害者等に対する支援を総合的に行う拠点として、児童福祉センター内に発達障害者支援センターを設置し、相談支援、ライフステージを通じて当事者及び家族、関係機関等を支援するネットワークづくりや必要な情報発信、支援者研修等の事業を行います。

■ 第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	相談見込件数（件）	110	110	110
	実施見込箇所数（か所）	1	1	1
実績	相談件数（件）	114	132	—
	実施箇所数（か所）	1	1	—

- 第4期計画の期間を通して安定的に推移しています。

■ 第5期計画の見込量（月間）

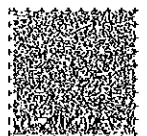
区分		30年度	31年度	32年度
見込量	相談見込件数（件）	120	120	120
	実施見込箇所数（か所）	1	1	1

■ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成26年度から平成28年度の実績を基に見込みます。

■ 確保方策

- 相談者のニーズの傾向を見ながら、相談体制の充実に努めます。



3 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの 関係機関への助言

発達障害者支援センターにおいて関係機関への助言を行います。

■第5期計画の見込量（年間）

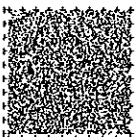
区分		30年度	31年度	32年度
見込量	助言見込件数（件）	34	38	42

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成27年度から平成28年度の実績を基に見込みます。

■確保方策

- コンサルテーションの取組を強化することにより、身近な場所における支援の質の向上を図ります。
- 地域の子育て支援事業や障害福祉サービス事業所等、各ライフステージにおける支援機関へのコンサルテーションの実施に努めます。



4 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関や地域住民への研修、啓発

発達障害者支援センターにおいて関係機関や地域住民への研修、啓発を行います。

第5期計画の見込量（年間）

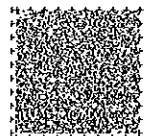
区 分	30年度	31年度	32年度
研修、啓発 見込件数（件）	44	45	46

サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の実績を基に見込みます。

確保方策

- 地域の生活場面における発達障害への理解の促進、支援の質の向上を図るため、従前より取り組んでいる行政機関の窓口担当職員を対象とした研修等の拡充に努めます。
- 青年期や成人期の発達障害への理解の促進、支援の質の向上を図るため、大学・障害福祉サービス事業所への研修等を充実させます。
- 他の支援機関の支援方法を学ぶ勉強会の開催により、各地域での自主的な勉強会の実施を促進し、身近な場所における支援の質の向上を図ります。
- 市民への発達障害の理解を広げるため、「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」に合わせて映画上映会を開催するほか、広報なごや等の広報媒体への掲載を行います。また、市民向け講演会を充実させます。



4 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。

障害者施策を推進していくためには、市民に対して障害や障害者等に関する正しい理解を促進することが重要であるため、本市では、障害者団体等との連携による広報・啓発活動等を実施しています。

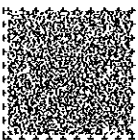
■ 第4期計画の実績（月間）

区 分	27年度	28年度	29年度
見込量	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施

- 障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるため、講演会の開催等を通じて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- 障害者団体との連携により、「障害者と市民のつどい」、「『障害者週間』記念のつどい」、「名古屋シティハンディマラソン」を開催し、広く市民への啓発活動を行うとともに、市民と障害者等の交流を図っています。
- 障害のある人を理解し、接するためのガイドブックである「こんなときどうする？」を活用し、障害や障害者等に対する理解の促進を図っています。

■ 第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

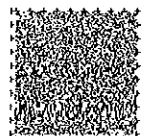


2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになるための活動に対する支援を行う事業です。

本市では、障害者等や障害者等の家族、地域住民等による自発的な取組を支援するため、次の各事業を実施しています。

区 分	事業内容
精神障害者家族ピアサポート 総合事業	精神障害者の家族を対象に、家族による家族ならではのピア相談を行う「家族ピア相談事業」や、家族同士が繋がりを深める「家族交流事業」を実施します。
精神保健福祉市民活動セミナー	こころの健康や精神障害（者）について正しい理解を深めてもらうとともに、地域における精神保健福祉に関する市民活動を推進するために、ボランティアを育成します。
市民活動フォローアップ事業	精神保健福祉市民活動セミナー受講修了者を対象に、ボランティア活動を始めとする市民活動を自力で行えるよう援助し、また市民活動に必要な知識や情報等を提供します。



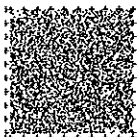
第4期計画の実績

区分			27年度	28年度	
実績	精神障害者家族 ピアサポート	家族ピア相談事業 (電話・面談相談)	相談者数(人)	457	475
	総合事業	家族交流事業	参加者数(人)	180	220
績	精神保健福祉市民活動セミナー		修了者数(人)	44	101
	市民活動フォローアップ事業		修了者数(人)	18	42

- 家族ピア相談事業では、平成27年度から面接相談を追加したことにより、相談者数が、平成26年度の282人より大幅に増加しました。
- 「精神保健福祉市民活動セミナー」、「市民活動フォローアップセミナー」では、平成28年度、広報・啓発に力を入れたことにより、前年度の実績を大きく上回りました。

第5期計画の見込量

区分	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施



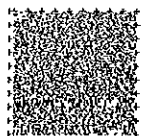
3 相談支援事業

障害者総合支援法に基づく相談支援事業として、障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の障害者等が生活する上で抱える諸問題につき、障害者等やその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行い、併せて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を必要とする業務も担っています。さらに、賃貸住宅への入居を希望している障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援（障害者賃貸住宅入居等サポート事業）を行っています。

障害者基幹相談支援センターを中心に、社会福祉事務所・保健センター等と連携し、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として「自立支援連絡協議会」を設置しています。

第4期計画の実績

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	障害者基幹相談支援センター（か所）	16	16	16
	障害者賃貸住宅入居等サポート事業（か所）	16	16	16
	自立支援連絡協議会（か所）	16	16	16
実績	障害者基幹相談支援センター（か所）	16	16	16
	障害者賃貸住宅入居等サポート事業（か所）	16	16	16
	自立支援連絡協議会（か所）	16	16	16



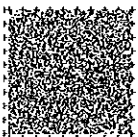
- 障害種別を問わずワンストップで対応できる障害者基幹相談支援センターを16か所に設置し運営しました。
- 平成29年度から、各区の自立支援連絡協議会が抱える課題を集約し、解決のための方策を協議する場として市自立支援連絡会を開催しました。

第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
障害者基幹相談支援センター (か所)	16	16	16
障害者賃貸住宅入居等サポート事業 (か所)	16	16	16
自立支援連絡協議会 (か所)	16	16	16

確保方策

- 地域の相談支援の拠点である障害者基幹相談支援センターを引き続き運営するとともに、相談員の資質の向上（スキルアップ）を図ります。
- 障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者賃貸住宅入居等サポート事業を引き続き実施します。
- 自立支援連絡協議会を活用し、指定相談支援事業者等とのネットワークを構築し、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 各区の自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、本市の施策等へ反映させるため、市自立支援連絡会を引き続き開催します。



4 成年後見制度利用支援事業

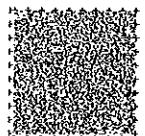
成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者や精神障害者について、親族がない等の理由がある場合には、市長による申立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

また、社会福祉事務所や保健センター、成年後見あんしんセンター等において、成年後見制度に関する相談を実施しています。

■ 第4期計画の実績（年間）

区 分		27年度	28年度	29年度	
見込量	市長申立 見込件数（件）	知的障害者	33	38	42
		精神障害者	30	37	43
		合 計	63	75	85
	助成見込 件数（件）	56	68	79	
実 績	市長申立 件数（件）	知的障害者	13	10	
		精神障害者	7	6	
		合 計	20	16	
	助成件数 （件）	58	69		

- 成年後見制度の利用を促進するため、制度に関する専門機関として成年後見あんしんセンターを設置・運営するとともに、社会福祉事務所や保健センター、障害者基幹相談支援センター等の職員に対して研修を実施することにより相談体制の充実と適切な制度運営の確保を図りました。
- 市長申立件数は実績が見込量を下回っておりますが、助成件数についてはほぼ見込みどおりの実績となっております。



第5期計画の見込量（年間）

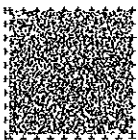
区分		30年度	31年度	32年度	
成年後見 制度利用 支援事業	市長申立 見込件数(件)	知的障害者	17	23	31
		精神障害者	11	15	20
	合計	28	38	51	
助成見込件数(件)		118	140	162	

サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の実績に基づき、過去3年間の件数の動向を勘案のうえ、各年度の件数を見込みます。

確保方策

- 成年後見あんしんセンターの運営等を通して、引き続き成年後見制度の普及啓発を図ります。
- 成年後見制度の利用を促進するため、引き続き社会福祉事務所や保健センター、成年後見あんしんセンターにおいて制度に関する相談・支援を行うほか、関係機関の職員への研修を実施し、相談・支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度がより身近なものとなるよう、引き続き「市民後見人」を養成し、成年後見あんしんセンターによる支援・監督の下で、「市民後見人」の活動の定着を図ります。
- 低所得の方に対して成年後見制度の利用に必要な費用を助成する制度の普及を図ります。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市基本計画を策定するとともに、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の周知や体制の整備を行います。



5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も促した法人後見の活動を支援する事業です。

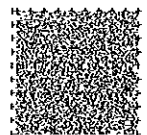
- 平成27年度に成年後見あんしんセンター受託法人に委託し、法人後見推進のため、現状や課題等について検討会を開催しました。
- 平成28年度からは検討会の報告を踏まえて、法人後見を担う法人の情報共有や質の高い後見活動の動機づけ等を行うネットワーク設立に向けた法人後見交流会を開催する等、法人後見活動の推進に関する事業を実施しました。

第5期計画の見込量

区分	30年度	31年度	32年度
法人後見を担う団体交流会	実施	実施	実施
後見活動を行う支援員向け研修	実施	実施	実施
法人後見についての広報啓発	実施	実施	実施

確保方策

- 法人後見を担う団体の交流会を引き続き開催し、成年後見制度や後見活動に必要な制度の理解を深める学習の機会の提供や情報共有を通じて、質の高い後見活動の支援を行います。
- 成年後見制度や福祉制度について学ぶ研修を実施し、法人後見活動の担い手の確保を図ります。
- 関係機関や一般市民に対して法人後見の広報啓発を行い、法人後見の普及促進を図ります。

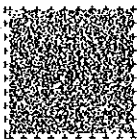


6 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣に加えて、知的障害者や発達障害者等、意思疎通支援を必要とする障害者等や意思決定が困難な障害者等に対して支援者の養成を含め支援の方策について検討します。

<p>手話奉仕員養成事業</p>	<p>手話で日常会話を行うのに必要な知識・技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。</p>
<p>手話通訳者・要約筆記者養成事業</p>	<p>手話通訳や要約筆記に必要な専門的知識・技術を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための講習会を開催します。</p>
<p>手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p>	<p>聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、区役所・学校等の公的機関や医療機関を訪れる場合等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
<p>手話通訳者設置事業</p>	<p>市役所と身体障害者更生相談所に手話通訳者を配置し、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
<p>盲ろう者向け通訳・介助員養成事業</p>	<p>意思疎通や移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための講習会を開催します。</p>
<p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>	<p>盲ろう者が公的機関や医療機関を訪問する場合等に、通訳・介助員を派遣し、意思疎通や移動の円滑化を図ります。</p>
<p>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業</p>	<p>介護者のいない単身者等で意思疎通が困難な重度の障害者等が医療機関に入院する場合に、対象者との意思疎通に熟達している者を入院先へ派遣し、医療機関従事者との意思疎通の円滑化を図ります。</p>



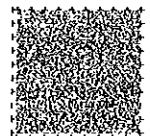
第4期計画の実績(月間)

区分		27年度	28年度	29年度	
見込量	手話奉仕員養成事業	講習修了見込者数(人)	160	160	160
	手話通訳者養成事業	講習修了見込者数(人)	30	30	30
	手話通訳者派遣事業	利用見込者数(人)	280	305	330
	手話通訳者設置事業	設置見込者数(人)	2	2	2
	要約筆記者養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
	要約筆記者派遣事業	利用見込者数(人)	40	40	40
	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	講習修了見込者数(人)	20	20	20
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用見込者数(人)	65	65	65
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	延利用見込時間数(時間)	130	130	130
		利用見込者数(人)	3	3	3
実績	手話奉仕員養成事業	講習修了者数(人)	138	137	
	手話通訳者養成事業	講習修了者数(人)	29	26	
	手話通訳者派遣事業	利用者数(人)	289	299	
	手話通訳者設置事業	設置者数(人)	2	2	
	要約筆記者養成事業	講習修了者数(人)	12	10	
	要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	28	32	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	講習修了者数(人)	21	9	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用者数(人)	120	122	
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	延利用時間数(時間)	127	226	
		利用者数(人)	2	3	

(注1) 手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業は広域派遣分を含む。

(注2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は愛知県と合同で実施。

- 手話奉仕員養成事業を始めとする各種養成事業の実績は、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員において、特に見込量を下回っています。



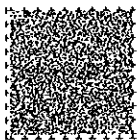
- 手話通訳者派遣事業の利用者数は、見込量と同程度に推移しています。要約筆記者派遣事業の利用者数は、見込量を下回り、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者数は、見込量を上回っています。
- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の延利用時間数は、平成27年度、平成28年度ともに見込量を上回る実績となりました。特に平成28年度は、見込量を大幅に上回りました。
- 知的障害者等、意思疎通支援が必要な障害者等は、日常生活又は社会生活上、様々な場面で意思疎通支援が欠かせませんが、特に通院して診察を受ける際等、医療従事者と円滑に意思疎通をすることが困難な場合があります。

■ 第5期計画の見込量（月間）

区 分	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成事業	160	160	160
手話通訳者養成事業	30	30	30
手話通訳者派遣事業	320	330	340
手話通訳者設置事業	2	2	2
要約筆記者養成事業	20	20	20
要約筆記者派遣事業	34	35	36
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	128	131	134
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	289	289	289
	3	3	3

（注1）手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業は広域派遣分を含む。

（注2）盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は愛知県と合同で実施。

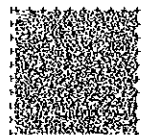


■ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 手話奉仕員養成事業を始めとする各種養成事業については、「講習修了見込者数」を指標とした上で、各講習の受講定員を見込量としました。
- 手話通訳者派遣事業を始めとする各種派遣事業については、「利用見込者数」を指標とした上で、平成28年度までの実績等を勘案して見込量を算定しました。
- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、「延利用見込時間数」と「利用見込者数」を指標とした上で、平成28年度までの実績等を勘案して見込量を算定しました。

■ 確保方策

- 手話奉仕員養成事業を実施し、手話の普及に向けた取組を進めます。
- 意思疎通に関して、障害特性に応じた適切な支援ができるように、手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を実施し、意思疎通支援の担い手を養成します。
- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に関する周知を図ることにより、意思疎通支援を必要とする障害者等が適切に支援を受けられることができる環境を整備します。
- 知的障害者等、意思疎通支援が必要な障害者等に対する、通院時の意思疎通支援事業を実施します。



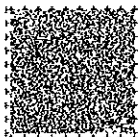
7 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活を容易にするための用具の給付や住宅の改修等を行う事業です。

第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込み量	介護・訓練支援用具（件）	40	40	40
	自立生活支援用具（件）	70	80	80
	在宅療養支援用具（件）	60	60	60
	情報・意思疎通支援用具（件）	60	60	60
	排泄管理支援用具（件）	3,470	3,640	3,820
	住宅改修費（件）	30	30	30
	合計（件）	3,730	3,910	4,090
実績	介護・訓練支援用具（件）	33	34	
	自立生活支援用具（件）	64	59	
	在宅療養支援用具（件）	54	46	
	情報・意思疎通支援用具（件）	58	55	
	排泄管理支援用具（件）	3,517	3,635	
	住宅改修費（件）	27	24	
	合計（件）	3,753	3,853	

- 実績は介護・訓練支援用具と排泄管理支援用具において増加しており、その他においては横ばい又は減少しています。



第5期計画の見込量（月間）

区分	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具（件）	40	40	40
自立生活支援用具（件）	70	70	70
在宅療養支援用具（件）	60	60	60
情報・意思疎通支援用具（件）	60	60	60
排泄管理支援用具（件）	3,850	3,960	4,070
住宅改修費（件）	30	30	30
合計	4,080	4,190	4,300

サービス見込量の算定にあたっての考え方

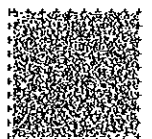
- 各用具について、平成28年度までの実績を勘案して見込量を算定しました。

確保方策

- 引き続き、事業を実施するとともに、事業周知を図ります。

【参考】

介護・訓練支援用具	特殊マットや移動用リフト等、障害者等の身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者等の入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養支援用具	電気式たん吸引器や盲人用音声体温計等、障害者等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害者等の情報収集・情報伝達・意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用具や紙おむつ等、障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
住宅改修費	障害者等の居宅生活動作を円滑にするための住宅改修



8 移動支援事業

移動支援事業は、一人で外出することが困難な障害者等が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。

通所、通学時の移動の支援も含めた「社会生活上必要不可欠な外出」については、必要時間数の利用を可能とし、「余暇活動等の社会参加のための外出」については、一定時間数の範囲内で利用を可能としています。

また、複数の障害者等への同時支援を可能とするなど柔軟な対応を実施しています。

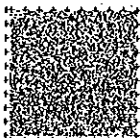
■第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	延利用見込時間数（時間）	74,780	82,220	90,870
	利用見込者数（人）	3,550	3,820	4,130
実績	延利用時間数（時間）	69,634	69,199	
	利用者数（人）	3,386	3,444	

- 障害児の利用者数が減少していることもあり、延利用時間数、利用者数とも見込量を下回っています。
- 事業所数は着実に増加しており、サービス提供基盤の充実が図られていますが、事業者においては、早朝・夕方時間帯を中心にヘルパー確保に苦慮している状況があります。

■第5期計画の見込量（月間）

区分		30年度	31年度	32年度
移動支援事業	延利用見込時間数（時間）	66,510	65,940	65,720
	利用見込者数（人）	3,410	3,410	3,420

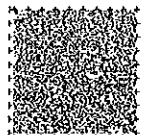


■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の実績に基づき、身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児ごとにサービスごとの月間利用量の伸びを勘案し、各年度各月の月間利用量を算出した上で各年度の平均月間利用量を見込みます。

■確保方策

- ヘルパー確保のための取組として、介護職のイメージアップを継続して実施するほか、就労関係機関と連携して、高齢者の能力活用、潜在的有資格者の掘り起こしの方策を検討します。
- 名古屋市移動支援従業者養成事業者登録制度を継続することにより、移動支援の従業者を養成し、その人数の増加を図ります。
- 福祉人材育成支援事業を引き続き実施することにより、事業所の人材確保・職員定着を図ります。
- ヘルパーの資質の向上のための研修を引き続き実施します。
- 事業者指定において、事業者が円滑に参入できるよう懇切丁寧な指定相談を行うとともに、事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。

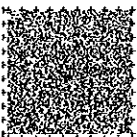


9 地域活動支援事業

地域活動支援事業は、在宅の障害者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進等を行う事業です。

本市では、地域活動支援センターについて、国の示すⅠ型～Ⅲ型を踏まえ、独自に地域活動支援事業として、地域生活支援事業の中に位置づけます。地域活動支援事業を、次表のように3つに分類します。

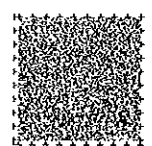
区 分	事業内容
精神障害者地域活動支援事業	創作的活動の提供や自主的活動を支援するとともに、医療や福祉等社会基盤との連携や地域との交流促進を図る等の事業を相談支援事業と併せて実施する事業です。
デイサービス型地域活動支援事業	機能訓練や社会適応訓練、創作的活動等を提供する事業です。
作業所型地域活動支援事業	創作的活動や生産活動等を提供する事業です。



第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度	
見込量	精神障害者 地域活動支援事業	利用見込者数（人）	240	280	320
		市内事業所見込数（か所）	12	14	16
	サービス型 地域活動支援事業	利用見込者数（人）	800	800	800
		市内事業所見込数（か所）	25	25	25
	作業所型 地域活動支援事業	利用見込者数（人）	420	410	400
		市内事業所見込数（か所）	34	33	32
実績	精神障害者 地域活動支援事業	利用者数（人）	220	260	
		市内事業所数（か所）	11	13	
	サービス型 地域活動支援事業	利用者数（人）	848	823	
		市内事業所数（か所）	25	25	
	作業所型 地域活動支援事業	利用者数（人）	390	347	
		市内事業所数（か所）	28	26	

- 精神障害者地域活動支援事業については、平成26年度以降は、障害者基幹相談支援センターに併設され、平成28年度末現在で13か所で事業を実施しています。
- サービス型地域活動支援事業については、新規の事業所の登録が、平成27年度に5か所、平成28年度に1か所ありましたが、障害福祉サービス事業への移行はありません。
- 作業所型地域活動支援事業については、平成27年度に2か所の事業所が障害福祉サービス事業へ移行しました。事業者に対するヒアリングの結果によれば、今後は、移行数が減少していく見込みです。



第5期計画の見込量（月間）

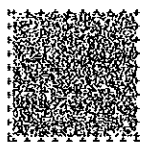
区 分	30年度	31年度	32年度
精神障害者 地域活動支援事業	利用見込者数（人） 280	320	320
	市内事業所見込数（か所） 14	16	16
デイサービス型 地域活動支援事業	利用見込者数（人） 825	825	825
	市内事業所見込数（か所） 25	25	25
作業所型 地域活動支援事業	利用見込者数（人） 300	285	270
	市内事業所見込数（か所） 24	23	22

サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 利用者数については、いずれのサービス種別においても、1か所あたりの平均利用者数を算出し、それに箇所数をかけることにより見込みます。
- 精神障害者地域活動支援事業については、事業所が設置されていない2区の開設を見込みます。
- デイサービス型地域活動支援事業については、毎年度、2か所の事業所が障害福祉サービス事業へ移行するとともに、新規事業所が2か所開設すると見込みます。
- 作業所型地域活動支援事業については、毎年度、2か所の事業所が障害福祉サービス事業へ移行するとともに、新規事業所が1か所開設すると見込みます。

確保方策

- 精神障害者地域活動支援事業については、障害者基幹相談支援センターを運営している事業者に対して、働きかけを行います。
- デイサービス型及び作業所型地域活動支援事業については、事業者の意向及び事業所の運営状況等に配慮しながら、障害福祉サービスへの移行や新規事業所の開設の相談についても支援します。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。



10 発達障害者支援センター運営事業（「発達障害者支援センターによる相談支援」の再掲）

自閉症を始め発達障害を有する障害者等に対する支援を総合的に行う拠点として、児童福祉センター内に発達障害者支援センターを設置し、相談支援、ライフステージを通じて当事者及び家族、関係機関等を支援するネットワークづくりや必要な情報発信、支援者研修等の事業を行います。

■ 第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	相談見込件数（件）	110	110	110
	実施見込箇所数（か所）	1	1	1
実績	相談件数（件）	114	132	—
	実施箇所数（か所）	1	1	—

- 第4期計画の期間を通して安定的に推移しています。

■ 第5期計画の見込量（月間）

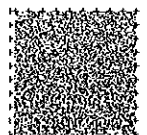
区分		30年度	31年度	32年度
見込量	相談見込件数（件）	120	120	120
	実施見込箇所数（か所）	1	1	1

■ サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成27年度から平成28年度の実績を基に見込みます。

■ 確保方策

- 相談者のニーズの傾向を見ながら、相談体制の充実に努めます。



11 しょうがい じ とおりょういく し えん じ ぎょう
障害児等療育支援事業

だい きけいかく じっせき げっかん
■ 第4期計画の実績（月間）

く ぶん	27年度	28年度	29年度
み こみ りょう (か所)	6	6	6
じっ せき (か所)	6	6	

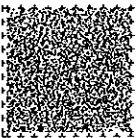
- ひ つづ ちゅうおうりょういく
引き続き、中央療育センター、あけぼの学園、せい ぶ ぼく ぶ なん ぶ とう ぶ
西部・北部・南部・東部の
かく ちいまりょういく
各地域療育センターで実施しました。

だい きけいかく み こみりょう げっかん
■ 第5期計画の見込量（月間）

く ぶん	30年度	31年度	32年度
み こみ りょう (か所)	6	6	6

かく ほ ほうさく
■ 確保方策

- ひ つづ しょうがい じ とおりょういく し えん じ ぎょう じっし
引き続き6か所で障害児等療育支援事業を実施します。



12 精神障害者地域生活支援広域調整事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援、事故・災害発生時に必要な緊急対応を目的として次の事業を実施します。

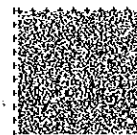
区 分	事業内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	関係行政機関、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、ピアサポーター等が広域的な観点から地域の課題を共有化した上で、精神障害者が地域の一員として安心して暮らせる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指します。
精神障害者ピアサポート活用事業	精神科病院に入院中の、精神障害者の地域生活への移行に向けて、ピアサポーターの養成を行い、自らの経験を生かした働きかけを行う等、当事者によるピアサポートを実施します。
災害派遣医療チーム体制整備	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の構成員の研修企画、活動マニュアル作成等のため、愛知県と連携して運営委員会を開催します。

第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
協議の場の開催数（回）	2	2	2
精神障害者ピアサポート従事者数（人）	4	8	16
運営委員会の開催数（回）	1	1	1

確保方策

- ピアサポーター養成研修を開催して担い手を養成します。



1.3 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（「発達障害者支援地域協議会の開催」の再掲）

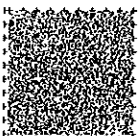
地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、市内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うことを目的とした発達障害者支援地域協議会を設置します。

■ 第5期計画の見込量（年間）

区 分	30年度	31年度	32年度
見込量 開催回数（回）	2	2	2

■ 確保方策

- 既存の会議である名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会の機能や構成等を見直し、発達障害者支援地域協議会に求められる機能を満たすことができるよう発展的に継続させていきます。
- 乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を実施するため、必要に応じて発達障害者支援体制整備検討委員会に部会を設置し、各ライフステージの課題を把握するとともに、必要な支援の検討を行います。



14 日常生活支援事業（任意事業）

(1) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために利用し、日常生活に必要な便宜を供与するサービスです。

■第4期計画の実績（月間）

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	利用見込者数（人）	140	140	140
	市内実施見込箇所数（か所）	9	9	9
実績	利用者数（人）	141	141	
	市内実施箇所数（か所）	9	9	

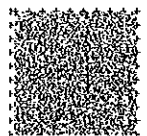
- 利用者数、市内実施箇所数の実績は見込量並みに推移しています。

■第5期計画の見込量（月間）

区分		30年度	31年度	32年度
福祉ホーム事業	利用見込者数（人）	141	141	141
	市内実施見込箇所数（か所）	9	9	9

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 福祉ホームについては、今後も引き続き、利用者数141人、実施箇所数9か所を見込みます。



(2) 重度障害者移動入浴事業

重度障害者移動入浴事業は、地域における身体障害者(児)の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

■第4期計画の実績(月間)

区分		27年度	28年度	29年度
見込量	延利用見込者数(人)	680	690	700
実績	延利用者数(人)	643	1,052	

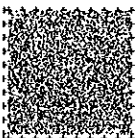
- 平成28年度より、年間利用上限回数を60回から96回に引き上げ、事業の充実を図っています。

■第5期計画の見込量(月間)

区分		30年度	31年度	32年度
重度障害者移動入浴事業	延利用見込者数(人)	1,080	1,120	1,160

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 平成28年度の延利用者数及び平成28年度までの実利用者数の推移を勘案して見込量を算定しました。



(3) 日中一時受入事業

日中一時受入事業は、障害者等が保護者の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス事業所や病院において見守り等を行うサービスです。

■第4期計画の実績（月間）

区 分		27年度	28年度	29年度
見込量	のべりようみこみにんにち（人日）	320	340	360
実績	のべりようじん にち（人日）	242	217	

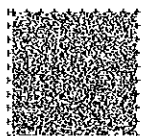
- 利用実績は、障害児の利用の減少が影響し、全体として見込量を下回っています。

■第5期計画の見込量（月間）

区 分		30年度	31年度	32年度
日中一時受入事業	のべりようみこみにんにち（人日）	220	220	220

■サービス見込量の算定にあたっての考え方

- 障害児の利用が減少する一方で、障害者の利用の増を見込み、全体として直近の実績並みの利用で推移すると見込みます。

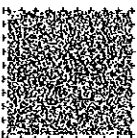


(4) じゅんかい し えんせんもんいんせいび じぎょう
巡回支援専門員整備事業

しょうがいじ ほいく ひつよう せんもんでき ちしき けいけん ゆう もの どうこう ほいく
障害児の保育に必要な専門的知識と経験を有する者を統合保育スーパーバイザ
ーとして委嘱し、市内の保育所等を巡回して個々のケースにに応じて保育者・保護者
への助言・指導を行うことで、障害児の発達を促し、障害児保育の充実を図っ
ています。

だい きけいかく み こみりょう げっかん
■ 第5期計画の見込量 (月間)

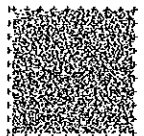
く ぶん 区 分	ねん 度 30年度	ねん 度 31年度	ねん 度 32年度
じゅんかい し えんせんもんいんせいび じぎょう 巡回支援専門員整備事業	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施



(5) 生活訓練等

障害者等の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に、引き続き、次の各事業を実施します。

区 分	事業内容
<p>盲青年等社会生活教室</p>	<p>社会生活に必要な知識の習得や体験交流を図ります。</p>
<p>盲女性家庭生活訓練事業</p>	<p>家庭内で日常生活上必要とされることについて訓練・指導し、生活文化の向上を図ります。</p>
<p>中途失明者 緊急生活訓練事業</p>	<p>社会参加に必要な助言・指導や感覚訓練、点字指導等を行い、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>聴覚障害者 社会教育事業</p>	<p>社会生活上必要な知識を吸収し、意見・情報等を交換するための場として、社会教養講座を開講します。</p>
<p>視覚障害者 支援促進事業</p>	<p>視覚障害者向けに日常生活訓練教室を開催するとともに、視覚障害者に対する支援の普及を目的とした講習会等を開催します。</p>
<p>ふれあい教室</p>	<p>在宅の概ね 15 歳以上の知的障害者を対象に、社会参加と余暇活動を図るため料理教室、スポーツ、野外活動等を実施します。</p>



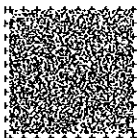
第4期計画の実績

区 分		27年度	28年度
盲青年等社会生活教室	延参加者数 (人)	884	880
盲女性家庭生活訓練事業	延参加者数 (人)	209	174
中途失明者緊急生活訓練事業	延参加者数 (人)	427	425
聴覚障害者社会教育事業	延参加者数 (人)	215	174
視覚障害者援護促進事業	延参加者数 (人)	333	361
ふ れ あ い 教 室	開催回数 (回)	43	43
	延参加者数 (人)	1,276	1,262

- 各種事業を実施し、障害者等の日常生活を支援しています。

第5期計画の見込量

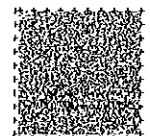
区 分	30年度	31年度	32年度
生活訓練等	実施	実施	実施



15 社会参加支援事業（任意事業）

障害者等の社会参加を支援することを目的に、引き続き、次の各事業を実施します。

区 分	事業内容
地域スポーツ教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、
市障害者スポーツ大会	障害者スポーツの普及を図るため、各種教室や大会を開催します。
地域文化活動（芸術文化講座開催等事業）	障害者等の文化・芸術活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を一層高めるための環境の整備や必要な支援を行います。
「福祉のしおり」点字版・音声版・わかりやすい版の作成	文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、点訳、音訳により、本市の障害者施策や事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。
点字録音情報誌発行	また、知的障害者等のために、簡単な言葉で制度を説明した「福祉のしおり」のわかりやすい版を配布します。
点訳奉仕員養成事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成するための講習会を開催
朗読奉仕員養成事業	します。
身体障害者自動車運転免許取得補助・改造補助事業	身体障害者を対象に、普通自動車運転免許の取得に必要な費用の一部を補助します。また、就労等に必要とする自動車の改造に必要な経費を補助します。



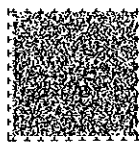
第4期計画の実績

区分	27年度	28年度
地域スポーツ教室開催等事業	174	176
市障害者スポーツ大会	1,301	1,325
地域活動（芸術文化講座開催等事業）	実施	実施
「福祉のしおり」	100	100
点字版・音声版の作成	180	180
点字録音情報誌発刊	6	6
点訳奉仕員養成講習会	171	256
朗読奉仕員養成講習会	1,172	1,325
身体障害者自動車運転免許取得補助金・自動車改造補助金	97	93

- 各種事業を実施し、障害者等の社会参加を支援しています。

第5期計画の見込量

区分	30年度	31年度	32年度
社会参加支援事業	実施	実施	実施



16 精神障害関係従事者養成研修事業

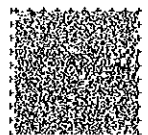
(サービス相談支援者、指導者育成事業)

専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とし、本市では以下の事業を実施しています。

区 分	事業内容
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師や医療関係者に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得するための研修を実施しています。

■ 第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	実施	実施	実施



5 地域生活支援促進事業

1 障害者虐待相談支援事業

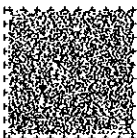
障害者に対する家族や施設職員等からの虐待に関する相談に応じて、障害者や家族に対して必要な支援を行うとともに、関係機関への研修・啓発等を実施する事業です。

障害者虐待の予防や早期発見及び安全確保のため、本市では主に以下の事業を実施しています。

区 分	事業内容
障害者虐待相談センターの運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業（電話相談、面接相談、法律相談等） 保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修 障害者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業 障害者虐待に関する調査研究及び情報収集
障害者短期入所ベッド確保等事業	<p>家族等からの虐待により、緊急に保護する必要が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを1床確保します。</p>
障害者虐待休日・夜間電話相談事業	<p>24時間365日の相談体制を確保するため、土日・祝日・夜間の電話相談を実施します。</p>

■第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
障害者虐待相談支援事業	実施	実施	実施



2 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う事業です。

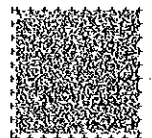
本市では、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できるような支援するとともに、市民が後見活動の新たな担い手として適切に活動できるよう支援することで、成年後見制度の一層の利用促進を図ることを目的に設置した成年後見あんしんセンターの運営事業の一部として実施しております。

成年後見あんしんセンターでは主に以下の事業を実施しています。

区 分	事業内容
成年後見制度に関する専門相談・申立支援	センター職員や弁護士・司法書士による相談を実施します。
成年後見制度に関する広報・啓発	各種メディアを活用した情報発信及び講演会等のイベントを開催します。
市民後見人候補者養成研修	一般市民を成年後見人として養成するための研修を実施します。
市民後見人候補者バンクの設置・運営	市民後見人候補者養成研修修了者のバンク登録及びバンク登録者へのフォローアップを実施します。
市民後見人の受任調整	家庭裁判所からの依頼に基づいて市民後見人候補者を推薦します。
市民後見人の後見活動への支援及び監督	後見活動を行う市民後見人に対する支援や監督を実施します。

第5期計画の見込量

区 分	30年度	31年度	32年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

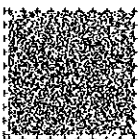


3 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者等の子育ての経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行うことにより、発達障害者等の家族への支援体制の構築を図ります。

■第5期計画の見込量

区分	30年度	31年度	32年度
見込	実施	実施	実施



6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施

1 身近な相談窓口

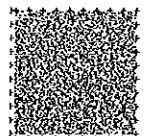
- 社会福祉事務所、保健センター等の窓口において、障害者等の施策全般にわたる相談に応じていきます。
- 障害種別によらず全ての障害者等やご家族の方の身近な相談窓口として、各区に障害者基幹相談支援センターを設置し、障害福祉サービスの利用を始め、障害者施策に関する総合的な相談に応じていきます。

2 市民への広報・情報提供の推進

- 各種パンフレットやチラシ等の作成のほか、「広報なごや」や「民生名古屋」等の広報誌、区役所の窓口、各区の障害者基幹相談支援センターや地域療育センターを通じて、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等についての情報提供に努めます。
- 市公式ウェブサイトのほか、障害福祉に関するウェブサイト「ウェルネットなごや」により、引き続き、事業者情報等サービス利用に役立つ情報を提供していきます。
- 制度の改正に合わせて分かりやすい情報提供に努めます。

3 障害を理由とする差別の解消

- 障害者差別相談センターにおいて、障害者差別に関する相談事案の解決を図るとともに、障害や障害者等に関する正しい理解の促進を通じて、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人とない人が分け隔てられることのない地域社会づくりを進めます。
- 福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が構すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮等について柔軟に対応するよう求めます。



4 サービスの質の確保

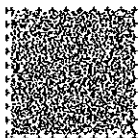
- 事業者向けの指定の手引き等による丁寧な基準等の説明、障害福祉サービス及び障害児通所支援の新規参入者向けの研修による障害特性の理解促進、指定後の事業所の運営におけるガイダンスの実施等を継続して行います。
- 事業者への定期的な調査、実地指導及び集団指導を実施することで、サービスの向上に努めます。

5 人材の確保・育成

- 障害福祉現場について、大学生や専門学校生、高校生等の若い世代にも知ってもらうためのイメージアップを図るとともに、様々な広報媒体やイベント等を活用することによって、情報を広く発信するように努めます。
- 労関係機関と連携しながら、障害福祉に係る各種サービスにおける人材の掘り起こしに努めます。
- 職員の資質が向上し、事業所に定着するために、社会福祉施設職員研修等の実施や福祉人材育成支援事業による助成、県又は県が指定した事業者が実施している各種研修の受講を促進します。

6 障害者等に対する虐待の防止

- 相談支援専門員及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促す等、指導助言を継続的に行います。
- 障害児入所支援について、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止のため、従業者に対する研修等を実施します。
- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行い、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。

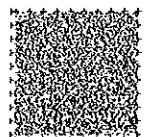


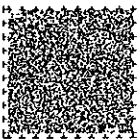
7 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

- 地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべく、事業所が平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めるために、必要な支援を行います。
- サービスを利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等による職場環境の改善の推進を事業所に働きかけます。

8 計画の推進

- 計画に掲げた成果目標や活動指標について、PDCAサイクルに組み込み、定期的に実績を把握するとともに、障害者基本法に基づき本市の障害者施策の実施状況の監視（モニタリング）機能を担う「名古屋市障害者施策推進協議会」において、計画の達成状況の調査・分析・評価を行い、計画の着実な推進を図りますが、必要があると認める場合には、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。
- また、国の基本指針に即して、活動指標については、新たに障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行います。

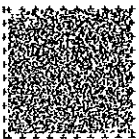




かんまつ しりょう
巻末資料

- 1 なごや ししょうがいしゃ せさくすいしんきょう ぎ かいとう せっち かいさいじょうきょう
名古屋市 障害者施策推進協議会等の設置・開催状況
- 2 なごや ししょうがいしゃ きそちようさ がいよう
名古屋市 障害者基礎調査 (概要)
- 3 なごや ししょうがいふくし どう りよう かん ちようさ がいよう
名古屋市 障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査 (概要)
- 4 ようご かいせつ
用語解説





1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況

1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置

名古屋市障害者施策推進協議会

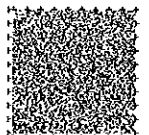
以下の事項を処理するために設置（障害者基本法第36条）

- ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

名古屋市障害者施策推進協議会専門部会

以下に関する具体的な検討作業を行うために設置

- ・ 第5期名古屋市障害福祉計画及び第1期名古屋市障害児福祉計画の策定に関し、障害者施策推進協議会が必要と認められた事項



2 名古屋市障害者施策推進協議会委員

がくしきけいけんしや 【学識経験者】

あいちしゆくくとくだいがくきやうじゆ
◎愛知淑徳大学 教授

だいでうだいがくきやうじゆ
大同大学 教授

ちゆうきやうだいがくじゆんきやうじゆ
中京大学 准教授

にほんふくしだいがくじゆんきやうじゆ
日本福祉大学 准教授

べんごし
弁護士

たき まこと
瀧 誠

しまだ よしあき
嶋田 喜昭

いとう ようこ
伊藤 葉子

かしわばら まさなお
柏原 正尚

くまだ ひとし
熊田 均

しょうがいしやふくしじぎやうじゆうじしやとう 【障害者福祉事業従事者等】

なごやしんたいしょうがいしやふくしれんごうかいがいちやう
名古屋市身体障害者福祉連合会会長

なごやて いくせいかいりじちやう
名古屋手をつなぐ育成会理事長

なごやしせいしんしょうがいしやかぞくかいれんごうかいがいちやう
名古屋市精神障害者家族会連合会会長

あいちけんじゆうしやうしんしんしょうがいじしや まち かいがいちやう
愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長

あいちけんじへいしやうきやうかい かいふくりじちやう
愛知県自閉症協会・つばみの会副理事長

かいりじちやう
わっぱの会理事長

にほん とち かいあいちしふくしふちやう
日本リウマチ友の会愛知支部副支部長

なごやしちてきしょうがいしやふくししせつれんらくきやうきかいりじ
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会理事

あいちけんせいしんしやう しやふくしきやうかいじむきやくちやう
愛知県精神障がい者福祉協会事務局長

なごやしとくべつしえんきやういくけんきゆうきやうきかいがいちやう
名古屋市特別支援教育研究協議会会長

じりつ いえ
AJU自立の家

べんごし なごやししかくしょうがいしやきやうかいがいちやう
弁護士・名古屋市視覚障害者協会会長

なごやしんたいしょうがいしやふくしれんごうかいりじ
名古屋市身体障害者福祉連合会理事

なごやて いくせいかいせいねん かいがいじん
名古屋手をつなぐ育成会青年の会会員

かんじやだんたい ざっそう ふくだいひやう
患者団体「雑草」副代表

はしい まさき
橋井 正喜

にき まさこ
仁木 雅子

ほった あきら
堀田 明

まつだ あつひさ
松田 昌久

おかだ ひろみ
岡田 ひろみ

さいとう けんぞう
斎藤 縣三

かとう ようこ
加藤 葉子

はっとり ひみただ
服部 史忠

おうしでん ごう
王子田 剛

さくらい たかし
櫻井 孝司

こんどう ゆうじ
近藤 佑次

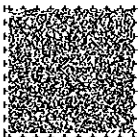
たなか のぶあき
田中 伸明

あらかわ きよみ
荒川 清美

いまい ちづる
今井 千鶴

おだ けんいち
小田 賢一

かいちやう
◎は会長



3 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会委員

【学識経験者】

◎ 中京大学准教授

日本福祉大学准教授

伊藤 葉子
柏原 正尚

【障害者福祉事業従事者等】

名古屋市身体障害者福祉連合会事務局長

谷川 陽美

名古屋手をつなぐ育成会評議員

山口 美佳

名古屋市精神障害者家族会連合会副会長

池山 豊子

愛知県重症心身障害児(者)を守る会

寺澤 春喜

愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長

岡田 ひろみ

わっぱの会

荻野 直人

日本リウマチ友の会愛知支部副支部長

加藤 葉子

愛知県難病団体連合会事務局長

牛田 まさみ

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会理事

小川 伸

愛知県精神障がい者福祉協会就労支援部会長

荒川 浩平

AJU自立の家職員

近藤 佑次

弁護士・名古屋市視覚障害者協会会長

田中 のぶあき

名古屋市身体障害者福祉連合会理事

荒川 きよみ

名古屋手をつなぐ育成会青年の会会員

今井 千鶴

患者団体「雑草」副代表

小田 けんいち

名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部次長

高橋 けんすけ

愛知県社会福祉士会

鈴木 ともあつ

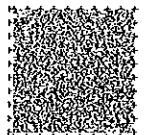
愛知県精神保健福祉士協会

長縄 ようすけ

障害者基幹相談支援センター

小島 いちろう

◎ は部会長

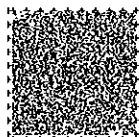


4 名古屋市障害者施策推進協議会の開催状況

開催時期	主な内容
第1回 (平成29年3月24日)	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について
第2回 (平成29年11月17日)	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)について
第3回 (平成30年月日)	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について

5 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会の開催状況

開催時期	主な内容
第1回 (平成29年4月24日)	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について ・障害福祉サービス等の状況について
第2回 (平成29年5月29日)	・成果目標について
第3回 (平成29年6月26日)	・訪問系サービスについて ・移動支援事業について ・意思疎通支援事業について ・計画相談支援・地域相談支援について ・居住系サービスについて
第4回 (平成29年7月24日)	・日中活動系サービスについて ・障害児支援について ・地域生活支援事業について
第5回 (平成29年8月21日)	・全体のまとめ
第6回 (平成29年9月11日)	・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)について



2 名古屋市障害者基礎調査（概要）

1 調査の目的

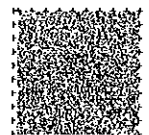
今後の本市障害福祉施策や「第5期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等の方を対象に、生活実態や現行施策の評価、サービスの利用状況、今後のサービスの利用意向、施策ニーズ、障害福祉に係わる意向等について調査を実施。

2 調査期間

平成28年10月3日～10月21日（調査基準日 平成28年10月3日）

3 調査対象者及び調査方法

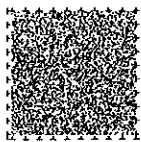
対象	調査方法
身体障害者	身体障害者手帳所持者から8,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
知的障害者	愛護手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
発達障害者	関係団体及び施設の協力を得て計350人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
高次脳機能障害者	関係施設の協力を得て計400人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
難病等の方	特定医療費助成制度受給者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。



4 はいふ かいしゅうじょうきょう 配付・回収状況

たいしょう 対象	はいふすう にん 配付数(人) A	かいしゅうすう にん 回収数(人) B	かいしゅうりつ 回収率(%) B/A	ゆうこうかいとうすう にん 有効回答数(人) C	ゆうこうかいとうりつ 有効回答率(%) C/A
しんだいしょうがいしゅ 身体障害者	8,000	4,428	55.4	4,369	54.6
ちできしょうがいしゅ 知的障害者	2,000	955	47.8	949	47.5
せいしんしょうがいしゅ 精神障害者	2,000	953	47.7	945	47.3
はったつしょうがいしゅ 発達障害者	350	153	43.7	153	43.7
こうじのうきのうしゅうがいしゅ 高次脳機能障害者	400	223	55.8	222	55.5
なんびょうとう かた 難病等の方	2,000	1,245	62.3	1,240	62.0
けい 計	14,750	7,957	53.9	7,878	53.4

※基本属性（性別、年齢）のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。



3 名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査(概要)

1 調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第5期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、障害福祉サービス等の利用者を対象に、サービスの利用実態、サービスに対する満足度、今後のサービスの利用意向等について調査を実施。

2 調査期間

平成28年10月1日～10月21日(調査基準日 平成28年10月3日)

3 調査対象者

① 在宅サービス利用者

市内に在住し、在宅の福祉サービス利用者の中から、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児から各200人、合計800人を無作為抽出した。

② 通所施設及び入所施設利用者

市内の入所施設、生活介護等の日中活動系サービス事業所、作業所型地域活動支援事業所から56施設(定員1,313人)を無作為抽出し、その施設等の利用者のうち、市内在住の障害者を対象とした。

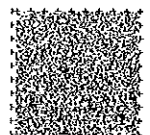
4 調査方法

① 在宅サービス利用者

調査票を対象者に郵送し、同封の封筒で郵送により回収

② 通所施設及び入所施設利用者

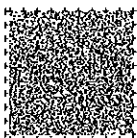
調査票を施設等より対象者に手渡し、同封の封筒で個別に郵送により回収



5 配付・回収状況

対象	配付数(人) A	回収数(人) B	回収率(%) B/A	有効回答数(人) C	有効回答率(%) C/A
在宅サービス利用者	800	373	46.6	371	46.4
通所施設利用者	803	443	55.2	439	54.7
入所施設利用者	217	118	54.4	118	54.4
計	1,820	934	51.3	928	51.0

※基本属性（性別、年齢）のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。



4 用語解説

(五十音順)

基本指針

厚生労働大臣が障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき定めるもので、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針をいいます。

基本相談支援

障害者等とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど様々な相談に応じます。

児童発達支援センター

児童発達支援を行う児童福祉施設です。地域療育センターに通園部として併設されたものと単独のものがあります。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

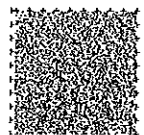
児童発達支援、放課後等デイサービスを行う児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設です

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた良質な第三者後見人です。

重症心身障害児者施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者等が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設です。



障害者基幹相談支援センター

障害者等とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口として、各区に1か所設置されています。また、地域における相談支援体制の充実を図るため、区役所・保健センター等と連携しながら「自立支援連絡協議会」を運営しています。

障害福祉サービス

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をさします。

身体障害者自立生活体験事業

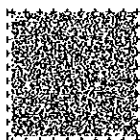
施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会及び場所を提供することにより、自立生活に向けた意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するものです。

成年後見あんしんセンター

平成22年10月に成年後見制度に関する専門機関として設置したもので、センター職員や弁護士・司法書士が制度に関する相談に対応するほか、市民後見人の養成などを行います。

相談支援事業補助制度

一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施する事業所を運営する法人に対して、事業に従事する職員の人件費等に係る補助を行うことにより、事業所の安定的な運営を確保し、障害者及び障害児の相談支援ネットワークの構築を図るものです。



地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に、柔軟に事業を実施できるよう、障害者総合支援法において、都道府県及び市町村が行うものと定められた事業です。このうち、必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業など、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置付けられています。

地域生活支援促進事業

地域生活支援事業のうち、国として促進すべき事業として位置付けられ、都道府県及び市町村が行うものと定められた事業です。このうち、市町村地域生活支援促進事業については、発達障害児者地域生活支援モデル事業や障害児虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業が位置付けられています。

地域療育センター

診療所と児童発達支援センターを一体的に運営する施設で、主に就学前の児童を対象に、障害に関する相談、指導、診断、検査、判定、医療の提供及び療育訓練を行います。市内に4か所の他、中央療育センターが1か所あります。中央療育センターでは、愛護手帳の判定や学齢児の診察等も行っています。

知的障害者地域生活移行訓練事業

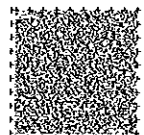
知的障害者を主に受け入れている障害者支援施設の入所者が、地域における自立した生活を自指して、施設を退所し、グループホームを利用する一方で、施設入所となる場合に備え、施設の受入れ態勢を確保しておくことにより、円滑な地域生活移行の促進を図るものです。

統合保育スーパーバイザー

障害のある子とない子が共に育ちあう統合保育の考え方に基つき、障害児が利用している保育所等を巡回して、保育者や保護者に助言・指導を行う専門家で、障害児の保育に必要な専門的知識と経験を有する者を委嘱しています。

名古屋市基本構想

21世紀を展望した市政の指導理念です。昭和52年12月に市議会の議決を経て策定しました。



名古屋市障害者基本計画（第3次）

「障害者基本法」に基づく、市町村障害者計画として位置づけ、「名古屋市障害者基本計画」（平成16～25年度）の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、平成23年度の障害者基本法の改正をはじめとする障害者を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、本市の障害者施策の総合的で体系的な推進を図るために、平成26年3月に策定しました。計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間です。

名古屋市総合計画2018

名古屋市基本構想の下、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに添えていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化するものです。計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間です。

パブリックコメント

市民の方々の市政への参画を進め、市民とパートナーシップによる市政を推進することを目的に、本市が計画を策定する場合等に、あらかじめ、本市の原案に対する市民の皆様のご意見をお聞きするものです。

ピアサポート

同じような立場の人（ピア）によるサポート。障害者等やその家族が、同じ経験をしている障害者等やその家族を支援するものです。

福祉人材育成支援助成事業

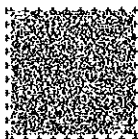
従業者の事業所外研修等への派遣や資格取得支援など、事業所が行う人材育成や職員定着に資する事業の経費を一部助成します。

法人後見

NPO法人等の法人が成年後見人として後見活動を行うもので、長期間の継続支援やチームによる複合的な問題の対応ができる等の利点があります。

NPO

NPO（Non Profit Organizationの略）とは、様々な社会貢献活動（事業も含む）を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。



Handwritten text in the top left corner, possibly a page number or date.

Handwritten text in the bottom left corner, possibly a page number or date.

